

令和元年12月 5 日開会

令和元年12月13日閉会

令和元年三宅町議会 第4回定例会会議録

三宅町議会

令和元年12月三宅町議会第4回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (12月5日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
議案第47号～議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
一般質問	12
久保憲史君	12
森内哲也君	13
渡辺哲久君	21
瀬角清司君	30
辰巳光則君	32
池田年夫君	41
散会の宣告	50
第 2 号 (12月13日)	
出席議員	51
欠席議員	51

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	51
職務のため会議に出席した者の役職氏名	51
議事日程	52
開議の宣告	53
議事日程の報告	53
常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	53
追加議案の上程	59
議案第52号～議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
閉会中の継続審査について	65
町長挨拶	65
閉会の宣告	66
署名議員	67

三宅町告示第87号

令和元年12月三宅町議会第4回定例会を
次のとおり招集する

令和元年11月18日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和元年12月 5日 木曜日
午 前 10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和元年12月三宅町議会第4回定例会

会期日程表

令和元年12月 5日木曜日

9日間

令和元年12月13日金曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	12月5日木曜日	午前10時00分	定例会開会
第2日目	12月6日金曜日		休会
第3日目	12月7日土曜日		休会
第4日目	12月8日日曜日		休会
第5日目	12月9日月曜日		休会
第6日目	12月10日火曜日	午前9時30分 午後1時30分	総務建設委員 福祉文教委員 会会
第7日目	12月11日水曜日		休会
第8日目	12月12日木曜日		休会
第9日目	12月13日金曜日	午前10時00分	議会再開

令和元年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和元年12月5日木曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	瀬角清司	松本健
渡辺哲久	森内哲也	辰巳光則
松田晴光	衣川喜憲	池田年夫

欠席議員数（1名）

川 鱒 実希子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	副町長	松浦功治
教育長	澤井俊一	みやけイノベーション推進部長	宮内秀樹
総務部長	岡橋正識	住民福祉部長	岸部聖司
健康子ども局長心得	植村恵美	まちづくり推進部長	江蔵潔明
教育委員会事務局長	森本典秀	会計管理者	吉田明宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中谷亮一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	川人哲也	モニター室係	乾 輝 男

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員 辰 巳 光 則 8 番 議 員 松 田 晴 光

令和元年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和元年12月 5日 木曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 三宅町議会改革調査特別委員会委員長報告
- 日程第4 議案第47号 令和元年度三宅町一般会計第3回補正予算について
- 日程第5 議案第48号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算について
- 日程第6 議案第49号 令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について
- 日程第7 議案第50号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結について
- 日程第8 議案第51号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 少しだけ早いですけれど、定刻に近づいております。おはようございます。ただいまより始めたいと思います。

本日令和元年12月三宅町議会第4回定例会を招集されたところ、議員各位にはご出席いただきありがとうございます。

本日提出されております議案につきましては、令和元年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを初めとする議案5件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶としたいと思います。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 開会に先立ち、森田町長よりご挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

本日、ここに令和元年12月三宅町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙の中、ご出席をいただき厚く御礼申し上げます。

また、議員の皆様方には、日ごろより町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

現在、本町の最重要施策の一つとして進めております三宅町子育てパートナーシップ I k u t o m o プロジェクトの一環として、先月14日に、子育て先進自治体を目指し、第1号パートナーとなる江崎グリコ様との官民連携事業、三宅町C o 育てP R O J E C T の始動について大阪市内にて共同記者会見を行いました。

今後、妊娠期から2歳までの1000日間に特化した取り組みとして、C o 育てアプリ「こぺ」の運用や防災備蓄として乳児用液体ミルクのローリングストックなどさまざまな事業を展開してまいります計画でございます。

また、23日には、まちアート三宅町第2弾として光のパレードを開催いたしました。多く

の住民の皆様のご協力のもと竹とガラス瓶を使ったキャンドルに灯がともるとも温かな空間が広がる中、音楽にダンス、大道芸が演じられました。今後も親子の交流と地域交流の促進に大変有意義な取り組みとして定着していくことを願っているところでございます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、令和元年度一般会計補正予算を初めとする補正予算3件、議決案件2件の計5件の重要案件をご提案申し上げますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（衣川喜憲君） ありがとうございます。

初めに、2番議員、川緒実希子議員より病气療養のため、本日の欠席届が出ていることを報告いたします。

ただいまの出席議員数は9名で定員数に達しております。

よって、令和元年12月三宅町議会第4回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時03分)

◎議事日程の報告

○議長（衣川喜憲君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（衣川喜憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により7番議員、辰巳光則君、8番議員、松田晴光君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（衣川喜憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月5日より12月13日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日12月5日より12月13日までの9日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長(衣川喜憲君) 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中に三宅町議会改革調査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が選任されたので報告いたします。

委員長に松本 健君、副委員長に川緒実希子君、以上報告します。

次に、閉会中に開催されました三宅町議会改革調査特別委員会の報告を求めます。

委員長、松本 健君。

○議会改革調査特別委員会委員長(松本 健君) それでは、三宅町議会改革調査特別委員会の報告を行わせていただきます。

9月の第3回定例会にて設置されました議会改革調査特別委員会は、9月22日に第1回の会議を実施しました。委員長、副委員長の選任を行いました。

その後、10月24日に第2回の会議を実施、特別委員会の方向性、進め方について協議を行いました。

その結果、議会報告会の実施について、委員会での当期予算執行状況の質問の実施について、常任委員会の構成見直しについて、広報・議会改革の常任委員会の設置について、議会基本条例の制定について、災害時の議会対応として業務継続計画の策定について、夜間・休日議会の開催について、議会だよりの発行について、議会の動画公開について、委員会の議事録公開・動画公開について、議会ウェブサイトの立ち上げについて、政務活動費の公開について、議会による事業評価の実施について、議決案件に対する各自の賛否結果と理由の公開について、選挙公報の制作について、三宅町総合計画等に対する議会議決事項の拡大について、予算・決算における政策説明資料の作成について、議会モニター制度の制定について、議会サポーター制度の制定について、議会一般会議の制定について、議会改革推進会議の設置について、各種請願に伴う請願趣旨の聴取について、反問権の設置について、文書質問制度の制定について、議長・副議長志願者の所信表明についてといった項目を順に検討していくこととなりました。

また、それに並行して、住民に向けて、三宅町議会に対する意識調査のアンケートを実施することとしました。

さらに、11月27日第3回の会議を実施、アンケートの具体的な内容について協議を行いました。ここでアンケートの内容吟味に関連して、「本特別委員会への住民さんの参加を募る」という意見もあがりましたが、実施には至っておりません。

なお、本特別委員会も他の委員会と同様に、傍聴可となっておりますが、これまでの3回を通して傍聴者はいらっしゃいませんでした。

本特別委員会は、今後も引き続き住民に親しまれ、住民に信頼される議会の実現に向けて、原則、月1回のペースで議会改革に関する個々案件を議論し、成果は都度、議会に提案していくという形で活動を続けてまいります。

報告は以上です。

○議長（衣川喜憲君） ご苦労さまでした。

◎議案第47号～議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（衣川喜憲君） 日程第4、議案第47号 令和元年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより、日程第8、議案第51号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りします。

日程第4、議案第47号 令和元年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより、日程第8、議案第51号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定についてまでの議案5件を一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

まず、補正予算3件についてご説明をいたします。

議案第47号 令和元年度三宅町一般会計第3回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

8ページ、9ページをごらんください。

款13国庫支出金、項2国庫補助金の目2民生補助金では、地域生活支援事業補助金52万2,000円の増額を行っております。同じく目8教育補助金では、幼稚園就園奨励費補助金を減額し、子育てのための施設等利用給付交付金を増額したことにより、差し引き10万3,000円の増額を行っております。

項3国庫委託金、目1総務委託金では、参議院議員選挙事務委託金84万1,000円の減額を行っております。

款14県支出金、項2県補助金の目2民生補助金では、精神障害者医療助成事業補助金及び地域生活支援事業補助金56万円の増額を行い、目8教育補助金では、子育てのための施設等利用給付交付金15万4,000円の増額を行っております。

項3県委託金、目1総務委託金では、県知事選挙及び県議会議員選挙事務委託金53万2,000円の減額を行っております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをごらんください。

款2総務費、項1総務管理費の目1一般管理費では、奈良県最低賃金の改定等に伴い、パート賃金9万7,000円の増額を行い、職員の休職等に伴う人的補完として派遣委託料125万4,000円の増額を行っております。

項4選挙費、目2参議院議員選挙費では、7月21日に執行いたしました参議院議員選挙に係る事務経費が確定したことから、節1報酬より節14使用料及び賃借料の各節において計84万1,000円の減額を行っております。

10ページ、11ページ下段から12ページ、13ページをごらんください。

同じく、目7町議会議員選挙費においても事務経費の確定に伴い416万6,000円の減額を行い、次の目11知事及び県議会議員選挙費では53万2,000円の減額を行っております。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、精神障害者医療費助成事業において受給者数及び受給単価の増加並びに地域生活支援事業に係る利用ニーズの増加に伴い、手話通訳・移動支援に係る扶助費216万1,000円の増額を行い、目7後期高齢者医療費では、後期高齢者医療費における平成30年度医療給付費算定率の確定に伴う精算分として市町村負

担金735万5,000円の増額を行っております。

14ページ、15ページをごらんください。

款8土木費、項3都市計画費、目4下水道費では、公共下水道特別会計への繰出金80万円の減額を行っております。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費では、私立幼稚園就学奨励費補助金61万6,000円の減額を行い、幼児教育・保育の無償化に伴い子育てのための施設等利用給付金として扶助費61万7,000円の増額を行っております。

同じく項6保健体育費の目1保健体育総務費では、小中学校及び体育関係の個人・団体の全国大会出場者の増加に伴い補助金7万円の増額を行っております。

14ページ、15ページ下段から16ページ、17ページをごらんください。

款12公債費、項1公債費の目1元金及び目2利子において、平成30年度借入金の額確定に伴いそれぞれ1,730万円、170万円の減額を行っております。

次の款14予備費においては、これらの補正予算に伴う財源調整のため1,436万7,000円の増額を行うものであります。

以上のことから今回の補正予算額は歳入歳出において、おのおの3万4,000円の減額を行い、予算総額を36億8,239万8,000円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第48号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算についてご説明をいたします。

6ページ、7ページから8ページ、9ページをごらんください。

款2保険給付費の項1施設介護サービス給付費、項4高額介護サービス費、項5特定入所者介護サービス費、項6高額医療合算介護サービス費において、それぞれ給付費が増加する見込みから、あわせて負担金1,100万円の増額を行い、款8基金積立金1,100万円の減額を行っております。

今回の補正予算は既定の予算の範囲で行っており、予算総額7億8,490万円に変動はございません。

次に、議案第49号 三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてご説明いたします。

8ページ、9ページから10ページ、11ページをごらんください。

歳出の款2公債費、項1公債費において、償還金の元金、利子の確定に伴い80万円の減額をし、歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金で80万円の減額を行っております。

今回の補正予算の規模は歳入歳出にそれぞれ80万円を減額し、予算総額を3億5,620万円とする補正予算の提出を行ったものであります。

続いて、議決案件2件についてご説明をいたします。

議案第50号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結については、平成27年3月に定住自立圏構想推進要綱に基づき、天理市と締結を行った定住自立圏の形成に関する協定書について、「文化財の保護及び利活用の推進」及び「中心市街地におけるにぎわい創出」を追加し、「交通結節点機能等の整備」の削除を行う変更協定書の締結を行いたく議会の議決をお願いするものでございます。

議案第51号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定については、令和元年度末をもって3度目の指定期間が終了することから、公募を行ったところ1事業者の応募があり、10月21日開催の三宅町公の施設指定管理者選定審査会で候補者と決定された者を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日の3年間とし、指定管理者に指定する団体の名称は、株式会社サンアメニティ、代表取締役吉澤幸夫で、主たる事務所の所在地は東京都北区王子3-19-7であります。

議決を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

以上が本定例議会に提出いたしました議案第47号から議案第51号までの概要説明であります。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第4、議案第47号 令和元年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより、日程第8、議案第51号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定についてまでの議案5件は、各常任委員会へ付託したいと思います。また、委員は全議員でございますので、総括質疑は割愛いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第47号 令和元年度三宅町一般会計第3回補正予算について

より、日程第8、議案第51号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定についてまでの議案5件は各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

- 議長（衣川喜憲君） 日程第9、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。
今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 久 保 憲 史 君

- 議長（衣川喜憲君） 1番議員、久保憲史君の一般質問を許します。

1番議員、久保憲史君。

- 1番（久保憲史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。
町長にお伺いいたします。

町長は、挨拶のたびに安心・安全なまちづくりとおっしゃっておられますが、各大字においては、防犯灯のLED化及び防犯カメラの設置がなされていない大字があります。このような状態では安心・安全なまちづくりはできないと思います。町におかれましては、各大字に防犯カメラ及び防犯灯の設置に対する補助金制度をつくれぬものでしょうか、町長の所見をお願いいたします。

再質問は自席にて行います。

- 議長（衣川喜憲君） 森田町長。

- 町長（森田浩司君） 1番、久保議員のご質問に回答させていただきます。

まず、町内の防犯灯の現状についてご回答申し上げます。

町管理分の防犯灯については、3カ年計画でLED化を進めており、令和2年度に完了の予定でございます。また、自治会で設置管理をしておられる防犯灯については、自治総合センターによる一般コミュニティ補助金を活用して平成29年度にLED化された事例もございます。

次に、防犯カメラは個人で設置されているものを除く公的なものでは、町が設置管理しているもの、企業や団体との連携事業で設置していただいておりますもの、自治会で自主的に設置されたものがございまして、議員のおっしゃるとおり町の安心・安全にとって、防犯カメラは犯罪抑止と捜査協力に有効なものであることは確かですが、一方、プライバシーへの配慮

も必要で、運用管理には慎重を期する面もございます。

議員ご質問の自治会への設置補助制度については、自治会ごとの活動や事情によって柔軟に対応できる補助金の仕組みを検討中であり、今後の自治会向け補助金制度のあり方について、関係各課が連携して見直し協議を行っているところであり、自治会長会でもご意見を賜る予定をしているところでございます。

なお、関連で申し上げますと、これまでも防犯対策についてのご質問を頂戴する中、本町の取り組み例をご回答しているものですが、日々町内を巡回しているごみ収集車全車を初め公用車へのドライブレコーダー導入については、昨年度までに計画車両への設置を完了しております。

○議長（衣川喜憲君） 久保議員。

○1番（久保憲史君） 補助金制度の検討は、これからもよろしく願います。

防犯カメラに対しましては、プライベートの配慮も必要とおっしゃいましたが、データ提出はことがあったときであり、それ以外は出さないことがあると思いますので、そのあたりも大丈夫ではないでしょうか。

公園や通学路において、防犯カメラの設置をこれから検討していただきたいと思います。
終わります。

○議長（衣川喜憲君） もう答えは要らないんですか。要るんですね。回答をお願いします。
岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいまの久保議員の再質問でございますけれども、先ほど町長の回答ございましたように、三宅町、魅力あるまちづくり交付金交付要項なんですけれども、今後柔軟な活用ができるように検討してまいります。

その中で、防犯活動の一環として防犯カメラの設置をされる場所も出てくると思いますので、そのあたりもあわせながら増設置の分もあわせまして検討してまいります。

○議長（衣川喜憲君） 久保議員。

○1番（久保憲史君） 終わります。

◇ 森内哲也君

○議長（衣川喜憲君） 続きまして、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） 議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。

私のほうからは、大きな項目として2点です。

1つが複合施設についてと、もう一つが人口減少とあらがう政策ということで、三宅町UIターン促進事業の補助金についてを質問させていただきます。

まず、複合施設について質問させていただきます。

複合施設の建設については、構想から設計へと担当課がかわり、既に新たなステージに入っていると思っています。

前回の本会議で複合施設の視察の補助金も我々議会として認め、視察に行かれました。私と松本議員も同行させていただいて、一緒に勉強させていただいています。

その視察先では、複合施設に関する外注先の業者さんや設計士の方も来られていました。うちの三宅町の若い議員も視察先で熱心に質問されている姿も目の当たりにしておりまして、町民としても複合施設にかかわる方々が先進地に訪問して勉強をされている姿を見ますので、ありがたいことかなと感じております。

そこで質問させていただきます。

まず、現在、どういう状況でしょうかというのが1点です。

先日、総務建設の委員長報告でちょっと述べた意見をもう一度挙げさせていただいて、現状、こんなふうになっているよ、考えているよということを教えていただきたいと思います。

1点、40名を単位とした学童保育（放課後児童クラブ）の運営についての視点というのは取り入れていますかということを知っています。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というのが国のほうから出ておりまして、そこには、児童の集団の規模についてはおおむね40人以下となっていますが、現在の設計では40人単位でなるべく切り分けて学童保育を運営できる、そういう視点がちょっと薄いのかなと感じたので学童保育の運営管理について、今後の検討、今後の課題とはいえ、設計が決定する前に、現場サイドの意見も十分考慮したものになるよう、関係各課とさらに連携を図られていますかというのが1点。

2点目が、維持費、ランニングコストについての視点ということで、現時点で考え得る限りの維持費削減、ランニングコスト削減可能な視点を入れた施設となるよう配慮されていますか。

3つ目、その他について、プレイネットについての安全性、運用についてはどうでしょうか。

もう一つ、現在の施設使用者の使用について、使用頻度について、現在の設計、部屋数で十分でしょうか。

もう一つ、埋蔵文化財の作業スペースについては、なくなってしまうということでしたが、何かそれに対する対策とかは考えておられますかということですか。

もう一つ、防音対策について、複合施設では、にぎわいのあるスペース、音が聞こえてにぎわっているなどわかるスペースと静かなスペース、落ちついて勉強なり、何か考えごととかができるスペースを分けるというようなコンセプトでされていると聞いているので、防音対策などは十分でしょうかということが1つです。

現状を聞く質問と、もう一つは、今後のことについてです。

ハードをつくる部署、ソフトを考える部署と別れてしまっていますが、不都合などはないでしょうか。我々住民さんからすれば、新しい複合施設の建設ということで、その話は、我々の部署の担当と違いますねん、違いますということでは、町としては済まされないのじゃないかなと思っています。

次、2点目です。

人口減少にあらがう政策ということで、三宅町のUIターンの促進事業補助金についてです。

当初、私が議員になってからこれはできた補助金だと思います。地方創生の補助金を使って実施されていたと思います。当初は、補助金がなくなったらちょっと次はわからない、終わりかもというような発言を職員がされていたのが気になっていたりしました。

そういう施策の位置づけであったとは思いますが、その後、いろいろと職員なり、皆さん考えてくださって、有効にお金を使って、ある程度移住もしてくれて、使ってくれているその中身を工夫しながら、未来へ向けての成果を上げるためにバージョンアップされている施策だなと感じています。

三宅町内における新規住宅の建設による転入も落ちついてきたのかもしれない、そんな意見も耳にしたりしますので、今、UIターンの促進補助金をさらにバージョンアップさせる時期ではないかと思っておりますので、質問させていただきます。

この質問の背景には、空き家の活用や関係人口をふやしたいというような思考もあることを先に申し添えておきます。

1つ、空き家対策の一環からも、新築、新規購入の部分をリフォームまでに拡大することはできないでしょうか。できないと言うのであれば、ちょっとどういうところがネックになっているのか話していただきたいというのが1つ。

2つ目、転入者をふやしたいとなると、まず、関係人口に含まれる、カウントされる方々

で関係の濃い部分をターゲットにするのが王道だと思います。となると、関係の濃いというのは、まずは三宅町に住んでいる住民さんのお子さんであり、お孫さん、あるいは友人知人、その次には、ここの三宅町で働く人たちということになります。

UIターンの促進事業補助金のチェックシートを見ておきますと、申請要件の2項目めに、「三宅町の職員でないこと」というのがあって、三宅町の職員はこの補助金を使えないというのがわかります。関係の濃い三宅町で働く人たちをちょっと排除しているということにもなりかねませんので、この職員はちょっとだめよという考え方もわからなくはないのですが、変更を検討してもよいのではないかなと考えております。いかがでしょうかということで、再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 6番、森内哲也議員の複合施設についてのご質問に回答させていただきます。

昨年度末に、（仮称）三宅町複合施設基本設計・実施設計等業務の公募型プロポーザルにより設計業者の選定が行われ、本年度その設計提案をベースに、三宅町複合施設整備基本計画及び議会の調査特別委員会の提言を踏まえ、庁内各関係課から部屋の大きさや用途などのヒヤリング、また、あるかもカフェなどにより住民の皆様よりの意見徴収、その後、建築関係法令等の検証が行われ、現在、基本設計の完成に至っております。今後、令和2年の工事発注に向けて実施設計を行っているところでございます。

続きまして、主な諸室についてのご説明をさせていただきます。

1階の多目的ルームは、約200名収容できるホールとして講演会や各種団体の活動等に利用でき、使い方によって大きさを変えるための間仕切りを設置し、いろいろな使い方ができる仕様となっております。また、間仕切りを行わないことにより、フリースペースと一体利用ができ、イベント等を行えるような仕様となっております。

2階の放課後児童クラブについては、基本的な区分けは家具等で行い、使い方によってカーテン等で仕切れるようになっております。ネット遊具については、設置されている施設の視察も行い、学童保育の運営面からも検討を行ってまいりましたが、学童保育に支障が出るおそれや、利用時間も制限されることが想定され、また、耐用年数も10年程度と短命であり、安全点検や取りかえに要する維持管理費に多額の費用を要することがわかりましたので、今回、設置しないという結論にいたしました。しかし、子供たちが集う場所、遊ぶ場所を創出する機能はこの複合施設には必要と考えておりますので、別の形で実現できるよう検討を重

ねてまいります。

3階のコミュニティルーム1については、スタジオルームと兼用するため準防音仕様にしております。埋蔵文化財の作業スペースについては、調査特別委員会の提言もございましたので、庁内で検討した結果、今回、複合施設内での設置を行っておりません。今後、総合的観点から設置場所を考えていきたいと考えております。

また、大きな音が出ることが想定されます1階の多目的ルーム、2階の放課後児童クラブ、3階のコミュニティルーム1においては、必要な部分を防音等の仕様で設計を行っております。

ランニングコストについても、設計段階において構造上で検討し得る削減効果を勘案し、サッシを複層ガラスにすることにより断熱性能を高め、空調費の削減をはかり、照明関係は全てLEDランプとし、トイレは人感センサーつき照明器具を採用することにより節電対策を講じているところでございます。

このように、あるかもカフェ等による住民の皆様の見解を十分に尊重しながら、多世代の皆様が集い、快適に過ごされる温かな空間を築いていけるよう建物の仕様を検討し、基本設計において建物の概算建築費を約8億4,000万円と見積もったところであります。引き続き、冒頭に申し上げました実施設計に入り建築費の精査をしてまいるとともに、資金面では有利な補助金の確保に努めてまいります。

なお、その詳細につきましては、この後、改めまして議員皆様にご説明をさせていただき、常任委員会にてご質疑をお受けいたしたく存じますので、何とぞご理解を賜りますようお願いするものでございます。今後も積極的に情報公開を行い、皆様とともに建設に向けて誠心誠意進めてまいります。

また、建物の完成が目的ではなく、住民の皆様の思いをかなえることができる場所となるよう、誠意と責任をもってなし遂げたいと決意しております。

そして、森内議員がご懸念されております、ハード部署とソフト部署が分かれているので不都合ではないかのご質問については、双方の会議に担当者が入っておりますので連携はとれており、三役にも逐次報告が上がっておりますので意思疎通は十分にとれていると考えております。

ソフト面については、複合施設におけるまちづくり施策や運営の支援等を専門的知識を持って協力いただいているコーディネーターの選定に向けた情報収集を行っております。また、地域のリーダー、地域のメンバーを発掘することを目的としたあるかもカフェ、出張あるか

も等についても引き続き実施するとともに、大人の意見だけでなく小・中・高・大学生の皆様と一緒に考え、意見できる場となる子ども会議を実施し、2月に開催予定であるあるかもカフェの総括において、会議でまとめた内容を合同で発表し、イベントを実施したいと考えております。

さらに、来年度は施設の名称の検討及び複合施設の利用ルールについての検討を行うなど、具体的な企画運営についての話し合いを進めてまいりたいと考えております。

終わりにになりましたが、議員の皆様と私は、それぞれの立場から三宅町の未来のまちづくりを進めるため今後もともに歩んでまいり、施設運営のあり方について議論を重ねてまいりたいと考えております。

議員皆様方には最大のご支援を賜りますようお願い申し上げます、1つ目の回答とさせていただきます。

続いて、人口減にあらがう政策についてのご質問に回答させていただきます。

1つ目の空き家対策の一環としてリフォームまで拡大できないかというご質問ですが、新築及び新規購入と中古住宅の購入も可能としていることから、住宅の取得に要した経費には、議員ご指摘のリフォーム代も含めることができるようになっております。

2つ目の転入者をふやしたいという観点からは、議員ご指摘のように、申請者の要件に、職員または当該職員としての採用の決定を受けている者は申請できないとなっている現状に問題点があります。これは、限りある予算の中で公費を活用して町職員が優遇されていると誤解が生じないように定められた要件であると考えております。確かに、議員がおっしゃるような関係の濃い町職員は、町内に定住することで自治会との関係性も濃くなり、また、災害時の早期対応も可能になると考えられます。

今後、議員ご指摘の点も考慮し、財政状況を勘案しながら、要件の緩和についても検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問。

○6番（森内哲也君） 回答ありがとうございます。

割と突っ込んだ回答をしていただいていたのかなというのが感想です。

この後、また常任委員会、12月10日でしたか、開かれるところでももう少し細かく説明しますというような答弁言っていたので、そのときでもいいのかなというので、今回のことはちょっとおいておきますけれども、私も一緒に視察に同行させていただいて思ったの

は、やはり、職員とか実際にかかわっている方のほうが、我々議員よりも情報も持っておられて、勉強もされておられるのかなというのは感じました。

そこで、視察のときにちょっと質問させていただいたんです。決定権はやはり議会の議決にあるので、向こうの職員はすごく何かやりたいことがあったら視察に必ず行きますとおっしゃっていたので、議員を説得するのはどうしたんですかと質問を私が投げかけたら、いや、それはもう正直に、ばか正直に説明しましたとおっしゃっていたので、ぜひ我々のほうにも説明いただけたらなというのが1つです。それも常任委員会をするとあったので、大丈夫かなと思いました。

もう一つ、視察に行って思ったのは、やはり住民さんの声を聞くというのが大事なんですけども、どこかの時点で福島県のところでは、首長さんに、我々のところに決定権、権限を集中させてくださいと私は言いましたと職員はおっしゃってありました。

我々議員が行った茅野市のところの施設も、住民さんを交えてお話を聞いておられたんですけども、最後、実行するときには、今までの組織とは別組織をもう一度立ち上げてやりましたというようなことをおっしゃったので、どこかの段階で、やはりトップダウンというか、組織をもう一度作り直すというか、考え直すみたいなことが必要なのかなと私は思っているんですけども、そういったことをどこかで、よしやるよという時点については、時期的なことですか、考えておられるのかどうか、そのあたりまで何となく考えていますよというようなことが聞けたらなと思って質問させていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 答弁。

宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） ただいま森内議員の質問にありました組織、ある程度の決定権を持った、視察の中で部署が必要ではないかというところ辺がありますが、うちのほうも今回、今年度については、あるかもカフェ等の聞き取り調査とかで住民さんの意見等を吸い上げるという形をとらせてもらっていますが、来年、運営についてと中身のほうを詰めていくという部分で、組織というよりもある程度統括できる部署というのは必要かなというのは考えております。

それをどこが担っていくかというところ辺は、管理にしても、運営にしてもまだ検討する部分はあるんですが、そこは大事と思っておりますので、来年度その辺についての検討は進めてまいりたいと思っております。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。

先ほど町長おっしゃった、言ってくださった答弁の中にも、建物の完成が目的ではないです。住民さんの皆様の思いをかなえることができる場所となるように考える。やっていきたいというような答弁いただきました。

私もまさにそのとおりだと思っております。たしか複合施設の理念のところに住民一人一人が主役となれる場所にしたいというような、するというようなことも書かれたと思います。このあたりは、実際運用するときには必ずかかわってくる部分かと思っておりますので、また、この理念というんですか、目標というのがぶれることのないようにいろいろと考えていただきたいと思います、我々議員も考えたいというふうに思います。

そうしたら、もう一つ、次、UIターンの促進補助金についての再質問です。

こちらのほうも私としてはいろいろと考えてくれている、ちょっと上から目線の言い方で申しわけないんですけど、考えておられるというのが伝わってくる回答であったなと考えております。

やはり限りある補助金をまずは住民さんに使ってもらいたいというのも、まさにそのとおりだし、いいというか、確かに間違いない考え方だと思っております。

これからは、もし何かあったときに、やはりすぐに駆けつけてくれる部分に職員がいてくださるというのは、三宅町民としても心強いことではあると思うので、その部分、限りある補助金で、自分たちで使っているんじゃないよ、住民さん先に使ってくださいという部分と、職員こっちに住んでもらうために、もらうためという言い方はちょっと悪いかもしれないですけど、補助金使って、職員に住んでいただくというのをちょっと相矛盾するところではあるので、うまく何か、ちょっと決まりとか要るのかもしれないですけども、運用していただけたらなというふうには感じます。

そのあたりは、細かい規則にはなるかと思うんですけども、何かうまく相反する部分が両立するような、こんな決まりをつくらうと思っているとかというのがあれば、これからですと言われたらそれまでかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 答弁。

宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） ただいまのご質問ですが、町長のほうからお答えがありましたように、現在、財政状況を勘案しながらという部分が一番大きくなるかなと考えております。

これについても予算のほうで500万という形でかなりの額がついているというところ辺で、現在は過疎債利用とかいうような形もできるんですが、その後どういうふうに自主財源を求めていくか、その辺を解決しながらその辺の点についても緩和できる部分であればやっていくというような考え方でおります。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。

リーサス、自分のまちにおける産業分析できるようなサイトというんですか、そういうのも、できた当初、僕、ぱっと見たら、やはり公務員の方々は、割と三宅町の中では、占めている、働いておられる方の人数、大きかったんで、この機会に公務員のところまで広げるといのは間違っていないとは思っておりますので、うまく自分らで補助金回しておるやんけ、みたいな声も避けながらそちらのほうも手厚くというか、何かのときのためにうまくできるように考えていっていただけたらと思います。

それでは、以上で質問終えたいと思います。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員の質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（衣川喜憲君） 続きまして、5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

5番議員、渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 2点にわたって一般質問を行います。

まず、第1点、過疎の時代のまちづくりにおける町営住宅の活用について。

今年度、過疎地指定されたまちの未来像に大きくかかわる重要な事業が行われます。

1つは人口ビジョンの見直し、2つ目が2017年3月に策定された三宅町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定です。

過疎の時代のまちづくりにおいて、三宅町が町営住宅を持っていることが大きなアドバンテージであると私は考えています。三宅町の将来像を示す2019年3月改定の三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、4つの基本目標を掲げています。要約すれば、しごとを創る、移住・定住の促進、子育て支援を充実して少子化に歯どめをかける、暮らしやすいまちづくりとまとめられます。

その中で、移住・定住の促進の具体的な施策として、UIターン促進事業の実施、定住促進事業、空き家対策の3つが挙げられていますが、残念ながら町営住宅の活用については触

れられていません。

大阪市立大学の小玉徹教授らの研究で以下の2つの事実が示されています。

公営住宅が広く提供され、全ての国民を対象とした家賃の補助制度が充実している北欧やフランス、イギリスでは出生率が高いのに対し、家賃補助がない南欧と日本では大幅に低くなっていること。

日本では、多くの若者が非正規労働者としてしか働けなくなるにつれて、親との同居から脱することができず、結婚や出産ができなくなっている現実があります。

千葉大学名誉教授宮本みち子氏は、「すべての若者が生きられる未来を」という著書で、例えば大都市の年収200万円未満の若者（20歳から40歳未満）の8割弱は親と同居していて、結婚をあきらめ将来の展望を失っていると述べています。

参考までに、20年ほど前の古いデータですが、岩波ブックレット「若者たちに『住まい』を」から引用して紹介します。全ての国民を対象とした公的住宅手当の受給世帯が全世界の17から24%のスウェーデン、フランス、イギリスでは、公営住宅に住んでいる世帯の比率も17から24%と高く、25歳から34歳の若者が独立した世帯を形成している比率は83から96%で合計特殊出生率は1.71から1.88。

これに対して公的住宅手当がないイタリア、スペイン、日本では、公共住宅で暮らす世帯の比率も1から7%と低く、若者の独立した世帯形成は49から60%、合計特殊出生率は1.29から1.31です。

UIターン促進事業は家を購入できる層を対象としていますが、町営住宅を活用すれば子育て世代が入居して、現在は収入が低くても低家賃の住宅で暮らしながら地力をつけ、安定した仕事と収入を得て民間住宅に移っていくことができます。三宅町内の空き家に転居してくれるのが理想ですが、そうでなくても繰り返し子育て世代が転入してくれば、少子化に歯どめはかかり続けます。三宅町は歴史的に教育と福祉に力を入れ、充実しているので、子育て世代を呼び入れ、支え、定着してもらうことは十分に可能です。

町営住宅も今年度策定する個別施設計画の対象に含まれます。町営住宅は1992年から97年にかけて建て直されており、十分きれいな住宅ですが、木造なので耐用年数から見ると三宅町の大きな公共施設の中では最も早く更新を検討する対象になります。町営住宅の個別施設計画がどんなものになるか、大いに注目しています。

そこで質問します。

1、過疎化が進む三宅町の未来を見据え、将来構想の中で町営住宅をどう位置づけていき

ますか。

2、個別施設計画の策定作業を進めるに当たり、町営住宅は更新するとなると多額の費用がかかるからと言って拙速に廃止と決めつけて進めず、その将来的意義を十分に検討していただきたい。町営住宅の個別施設計画策定に際して、現在、何か視点を定めていますか。

以上2点について回答を求めます。

2つ目の質問です。町営住宅の現状について。

私が議員の資料請求によりいただいた資料によると、町営住宅の現状は以下のようになっています。別紙をお渡ししましたので、こういう表がついていますが、2019年5月現在の状況を2012年8月の状況と比較して以下に示します。

この表を見ていただくと歴然ですが、町営住宅の居住者は、2012年8月の249名が、この5月184名と65名の大幅な減少です。

居住者の年齢構成を見ると、19歳以下が61名から24名で37名の減少、20から59歳が118名から81名で37名の減少です。60から74歳が54名から42名で12名の減少で、75歳以上が16名から37名と飛躍的に21名の増加となっています。

高齢化比率は、65歳以上の比率が22.9%から35.9%、13%増加し、75歳以上の比率が6.4%から20.1%で13.7%の増加です。なお、高齢者だけの世帯が40世帯あり、そのうち30世帯が独居高齢者です。

以下の2つのことが明白です。

1、子供連れの30代、40代の世代の家族が大幅に減少した。

2、後期高齢者が増加し、高齢者の独居世帯も多い。

子育て世代が減少したことは、もしそれが地力をつけて生活が安定し、民間住宅へ移っていったのなら何も問題はありません。しかし、その場合でも、移った後に新たに子育て世代が入居してこないのはなぜなのかは気になります。

また、何らかの理由で子育て支援の手が町営住宅に届かず、ここでの暮らしをあきらめて出ていったのなら改善すべき課題があることになります。そんなことまで手を出さないといけないのかと考えずに、支援を足すことで公営住宅の政策効果が高まると考えてください。

また、高齢化が進む町営住宅で、とりわけ独居高齢者がふえている現状で、支援の基盤が整えられているのかも気になります。

そこで質問します。

1、子育て世代が町営住宅から大量に出て行った現状を町は把握していますか。

2、現在、町営住宅の空き家はどのくらいありますか。入居募集はどんなタイミングで、どのような方法で告知して実施していますか。

3、高齢化は石見や東屏風の団地でも同様に進んでいるので、町営住宅だけの問題ではありません。町全体で認知症予防の町民活動、地域包括ケア体制の構築など高齢者支援の施策を展開していますが、町営住宅においてはどんな活動をされていますか。

質問は以上です。

○議長（衣川喜憲君） 答弁。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 5番、渡辺議員の過疎の時代のまちづくりにおける町営住宅の活用についてのご質問に回答させていただきます。

まず、初めに、将来構想の中で町営住宅をどう位置づけていきますかとお尋ねでございます。

町営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で供給されるものであることから、既存町営住宅の適切な維持管理を進め、安全で快適な住まいを長期にわたって確保していくことが必要ではありますが、人口減少、少子高齢化が進行する中で、現状の町営住宅の戸数を維持することは、今後の維持管理や財源確保の面からも困難な状況が予想されることから、町にとって適正規模の町営住宅の戸数のあり方を考えていく必要があると考えております。

なお、町営住宅に入居している方が退去した場合、退去した部屋の修繕等を行う必要がありますが、修繕費用は住宅の使用状況により金額が大きく変動し、多額の費用がかかることも事実であることから、引き続き最少の経費で最大の効果を挙げるという視点に立ちながら、町営住宅の維持管理を進めていきたいと考えております。

次に、町営住宅の個別施設計画策定に際して、現在、何か視点を定めていますかとお尋ねでございますが、町営住宅については、国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画に基づく実施計画である個別施設計画として三宅町公営住宅等長寿命化計画を平成26年3月に策定しており、長寿命化に関する基本方針として、ストックの状況の把握及び日常的な維持管理の方針、2つ目に、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針を定めております。

続いて、2点目の町営住宅の現状についてのご質問に回答させていただきます。

まず、初めに、子育て世代が町営住宅から大量に出て行った原因を町は把握していますか

とのお尋ねでございますが、町では正確な理由は把握しておりませんが、想定される要因といたしましては、公営住宅法の改正により、家賃が定額家賃から応能応益家賃となり、一般の公営住宅と同水準に引き上げられたことから、民間住宅に移っていかれたことによる退去、収入超過の認定を受けたことによる退去、あるいは進学や就職、結婚等に伴う退去などが考えられます。

次に、現在町営住宅の空き家はどのぐらいありますか、入居募集はどんなタイミングで、どのような方法で告知して実施していますかとお尋ねでございますが、町営住宅の空き家については、現在12件でございます。

入居募集については、町営住宅に入居している方が退去した場合、退去した部屋の修繕等を行い、次の方が入居できる状態にしてから募集を行っており、町広報紙及びホームページにて周知しておりますところ、募集数を超え、応募者が多数となる状況下、公開抽選にて入居者を決定している実態にあります。

ご指摘の高齢化問題につきましては、町営住宅の管理上に限った高齢者対策は行っておりませんが、三宅町全体的に高くなっており、どこかの自治会ではなく全町的な取り組みを進めているところでございます。

具体的な取り組みについて申し上げますと、長寿介護課では、三宅町オリジナルの介護予防・健康づくりのための体操として「ますます元気体操」を平成28年度に製作いたしました。この体操を利用した住民の自主活動グループの設立を推進し、年々少しずつではありますがふえてきており現在10カ所となっております。

また、そのほかに主に高齢者を対象として行う閉じこもり防止や生きがいづくりのための集いの場の設立や見守り活動等に要する経費の一部を補助する事業を実施しており、上但馬団地老人クラブでも自主的な活動をされているところでございます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問ありましたら。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 1つ目の三宅町の将来構想の中で町営住宅をどう位置づけていくのかという質問について、ちょっと趣旨がよく伝わっていなかったのかなと、回答がちょっとすれ違っている感じがします。

私が聞いたかったことは、日本の全体が、今、どんどん進んでいる格差社会の中で、公営住宅が果たす役割についてどう考えるか、過疎化された三宅町の将来において、公営住宅を

どう位置づけるかという公営住宅の価値、政策の意味、役割を聞きたかったんです。

ちょっとエピソードを紹介しますと、去年の民間の放送大賞、NHKでやっていたやつです。民間だけじゃないですけど、大賞をもらった「かあちゃんのカレー」というドキュメンタリーがありました。東京都で暮らす母子家庭、お母さんと小さい女の子の母子家庭、お母さんトリプルワークで必死にお金を稼ぐけども、生活が成り立たなくて非常に苦しい暮らしをしていたと、長野県の山間地に、長野県が出した移住のブースに行って、見学して、長野県に移住した。地元の製材工場に働いて、手取りは減ったけども、町営住宅を町が移住者用に用意していて、劇的に家賃が減った。結果、可処分所得がふえて、それまでカレーを食べるときは、1つのカレーで子供が食べて残りをお母さんが食べるとしていたのを1つずつのお皿に分けたら子供がおかわりをしたという、そういうドキュメンタリーです。

住宅政策は、極めて格差社会に対する支えとして、非常に大きな力を持つというふうにそのドキュメンタリーを見て感じました。それは、質問の中で挙げたようなヨーロッパの数字なんか見ても、やっぱり他にかえがたい非常に大きな力を、価値を持っているというふうに感じました。

そういう意味で、公営住宅を今後、まず目の前に施設計画で更新の時期を、長寿命化対策の計画はあるということですので、即廃止ということはないと思いますが、差し迫った状況にあるので、ぜひ三宅町の将来にとって公営住宅をどう使うのかということや、今お考えの限りで聞かせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（衣川喜憲君） 町長。

○町長（森田浩司君） 今のご質問の点についてですけども、渡辺議員おっしゃるように格差社会の解決というか、低所得者に対するセーフティーネットの部分で、公営住宅の重要性というふうには私も認識をしているところでございます。

しかしながら、町単独でセーフティーネットの部分で多額の費用をかけていくのかという議論については、考えていく必要があるかなと。そういったセーフティーネットのところになりますので、国の制度等々が大きく影響を与えるかなと。ここ三宅町に来るから特別助かりましたではなく、セーフティーネットというのは、全国どこでも安心して暮らしていけるというところを保障していく必要があるかなというふうに考えていますので、そういったところでは、まだ国・県とも意見交換をしながら今後の公営住宅のあり方についての議論というのは、広い範囲で進めていく必要があるのではないかとこのように考えております。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 町長からの回答、ありがとうございます。

ちょっと担当の部長にもぜひお伺いしたいんです。

住宅政策というのは、建物を管理することだけではないはずで、その公営住宅を通してどういう政策目的を実現していくのかという、そういう目的に沿って、もちろんその中の一環として建物管理、固定資産の管理ということもよく効果高く活用するために必要になるという位置づけだと思っんです。

さっき国の話をおっしゃった、そのとおりで、国土交通省も一時期公営住宅はもう役割を終わったという流れに流れかかったんだけど、これだけ格差が広がってくると、さすがに公営住宅の役割は緊急的な、そういう最後のセーフティーネットとして見直さなきゃいけないと、捨てるわけにはいけないというふうになんちちょっと軌道修正しています。

公営住宅に対してではないですけども、本当に困窮した層というふうになん認められて、それを受け入れる側がしっかりしている場合には改修補助金を出したり、一時的に緊急の家賃補助をしたりという仕組みを、そんなに広がってはいませんが、そういう仕組みも国土交通省もつくって既に動き出しています。

そういう状況で、ぜひ担当する課が政策研究きちんとして、公営住宅をどう使っていくのか、おっしゃるように三宅町のこの財政規模で、どこまで何ができるのかということはあるので、その限られた資源をどう有効に活用するのかというのは、漫然と建物管理して、漫然と募集してということではないはずだと思っんです。

担当の部課としては、どんなふうになん公営住宅を考えているのか、町長の答えがあった上でですけどもぜひ部課長からも意見を聞かせていただきたいと思っんです。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 渡辺議員の質問に回答させていただきます。

大変難しい問題だと私も考えております。

先ほど町長が言われたとおり、うちの町単独でやるのは、なかなか難しいことなので、県・国等と今後いろんな協力をしていかなんと思っんです。

以前、公営住宅に関しましては、家賃補助がございまして、それで、うちのほうは大変助かっておりました。ところが、家賃補助も切られ、住宅の従前に対する補助もほとんどないような状態で現在やっておるという状況をご説明申し上げて、確かに個別施設計画、要するに長寿命化計画は、私どもやっておりますけども、今後、その計画の中でも居住性向上型と

か、福祉対応型、安全性確保型、そして長寿命化型とか、いろんなことを個別施設計画の中でも取り組んでいきますので、再度、今後、町長の方針を踏まえ行なってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 引き続き部長に。

例えば三宅町の町営住宅と比較するのはちょっと違うかもしれませんが、1つの例として、例えば大阪の北のほうのところ、高度経済成長時代にどかんとできた団地が高齢化して、もう崩壊していくと、コンパクト化する、建て直すということも必要なんだけど、そもそももうコミュニティとして自治会も成り立たない、独居の孤立死がどんどんふえていくというような状況で、例えば若者枠というのをつくって、大阪とか京都だからできることで、三宅でできるかどうかわかりませんが、例えば若者枠というのをを使って学生を格安で入れると、そのかわりコミュニティの支援機能のどこかには参画してもらうということを条件にして入れる。それによって高齢者だけではコミュニティが維持できないということがあるので、そういう仕組みを考えて、公営住宅を何とか建て直していくというような、そういう取り組みもあります。

やっぱりそういうことを研究して、町営住宅の政策効果をどう高めていくのか、特に質問でも出しましたが、これだけ高齢化が進んでいるという現状で、団地の中では、もう自治会長も決められないので、民生委員も決められないという状況にまで既に立ち入っているという現状があるので、これをどうするのかというのは、何か、そういういろんな研究を重ね、検討を重ね、政策として、総合的な政策としてどうつくっていくのかというのは、ぜひ必要ではないかというふうに、そういう検討する場を部課長、担当部局が中心となって、そういう検討する場をつくって、政策として磨き上げていく、そういうことが必要じゃないかというふうに考えますが、そういうことを検討していくことはできないでしょうか、お答えください。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 非常に難しい問題なんですけども、現状、課長を含め、住宅担当は4名、それも兼務でやっているような状態でございます。人数が少ないのは、それは言いわけにはなりませんけれども、今言われた、そういう住宅に対する施策ということも、やっぱり念頭、頭の隅には入れて、今後、そういう勉強をやっぱり担当者としていくべ

きだろうとやっぱり思います。ご意見参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） ぜひそういう検討の場を町全体で立ち上げて、ぜひやってください。

もう一つ、もう時間がないので、最後1つ質問します。

町営住宅の現状についてグラフを示して質問しましたが、ここから出てくる教訓としては、町営住宅の人口構成というのは劇的に変化するということだと思うんです。同和対策事業の住宅から一般施策に移行したときに、若い子育て世代が大量に入ってきて、7年前でいえば、まちの中では、高齢化は進行していましたが、それほど目立たなかったのが、7年後には、おっしゃるように安定して出ていった層が多いんだと思うので、それはよかったと思うんですけども、本当に高齢者だけのまちになっちゃうという、そういうことが起こる得る。

それから、若い層が出ていった後に若い層が入ってこない、その原因はどこにあるのか、これは、ずっと出て入って、出て入って繰り返されていけば問題はないんですけども、若い層が出ていったら、もう入ってこないという、何でそういうことになってしまうのかということで、どう調査するのかというのは、いろいろ難しい問題はあるとは思いますが、どういう人たちがなぜ入ってきて、実際住んでみてどう感じて、出ていくに当たって、どんな理由で出ていくというふうに決められたのか、そこに何かいろんな、例えばもうここでは暮らしにくくて無理だから出ていくというようなことが含まれているのであれば、改善の必要もあるわけで、そういう現状調査というか、入ってきた人たちの理由、出ていく人たちの理由、暮らしている人たちが抱えている課題、そういうことを調査していく、現状把握をきちんとするというのをやらないと、公営住宅、町営住宅が政策的効果をちゃんと果たしているかどうかという事業評価もできないと思うんです。

だから、これから、今までの分はもうしようがないとして、これから、やっぱり入ってきた人たちや出ていく人たちに対して、何か簡単なアンケートするなり、ちょっと個別にヒヤリングが必要なケースはヒヤリングして、聞かせてもらえる限りで話を聞かせてもらうとか、少ない人員体制の中で可能な方法を考えてやっていかないと、ずっとこの先も事業評価できないまま進んでいくというふうになると思うんです。

そういった現状把握をしていくということをする必要があると考えますが、いかがですか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 貴重なご意見ありがとうございます。

申込書等の中にそういうアンケートをとることもできますし、ただ、退去されるときに、個別な個人情報等ございますので、なかなか難しいところはあると思います。

入居される応募用紙にそういうことは追加できますので、その辺ちょっと参考にさせていただいて、今後考えさせていただきたいと思います。

○5番（渡辺哲久君） 終わります。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺哲久君の質問を終わります。

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長（衣川喜憲君） 続きまして、3番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

3番議員、瀬角清司君。

○3番（瀬角清司君） 議長のお許しを得ましたので、私のほうからは、本町における太子道の集いの今後について一般質問させていただきます。

ことしで20回目を迎えた法隆寺主催のウオークラリー、本町における、太子道の集い、主にウオークラリーの方々のお迎えをし、まかないを行っております。年々地元の方々、または数多くの団体、自治体の住民の皆様参加協力が浸透し理解されてきた中、本町における大切な観光事業になりつつあり、実際になっておると思われます。

来年度第21回目をめどに、ウオークラリーの中止を検討されておられるとお聞きしております。もし終了となりましたら、本町における太子道の集いの事業も終わるということなので非常に残念です。20年かけて積み上げてきた認識と歴史を得た事業が終わるとなると町の灯が一つ消えていくように思われます。このことに対し、町長はどのように思われますか。

また、地域住民の参加協力された方々は私以上に長く携わっておられます。私以上に案じておられるとも思います。終わるとなるとこれにかわる事業、または催しをお考えですか。まだ先とはなりますが、今考えておられる計画なり、お考えがあればあわせてお聞かせください。

○議長（衣川喜憲君） ご答弁。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 3番、瀬角議員のご質問に回答させていただきます。

聖徳宗総本山より法隆寺主催のウオークラリーは、太子道をたずねる集いとして、聖徳太子没後1400年を迎える遠忌を区切りとした令和3年度までの啓発を主とした事業とし進められ、来年でその目的を終えるということから、事業の終了を伝えられました。

平成9年2月から行われてきた法隆寺主催の事業が終了することは残念ですが、法隆寺様が目的を全うされた結果であると受けとめております。ただ、三宅町といたしましても20年前からウオークラリーへ参加いただいている多くの方々をおもてなしし、喜んでいただきたいの思いから、太子道の集い実行委員会の委員長、副委員長を中心に、たくさんの住民の方々の協力を得ながら進めてまいりました。

今後も、法隆寺から参加された皆様の三宅町への観光の機会がなくなることはないよう、三宅町が実施している他のイベントと連携を図り、同日開催等を検討するなど、効率のよい新たな事業をともに提案していければと考えております。

以上で回答といたします。

○議長（衣川喜憲君） 再質問。

瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） この回答をいただいたんですが、新たな事業計画というのは、今のところ、具体的には町では考えておられないということですか。

○議長（衣川喜憲君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 今、瀬角議員からご質問のありました新たな事業としてという形の検討に関しては、来年度もう一年こちらのウオークラリーのほうありますので、その中で、また実行委員会の中でも、それ以後についての話し合いというものも重ねてまいりたいと思いますので、その中でいろいろご意見をいただきながら、町長からもありましたほかの事業との連携というような形をとっていければと考えております。

○議長（衣川喜憲君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 年数あると言いましても、正確には、令和3年2月22日、太子町での聖徳太子の命日のその日に終わるような事業みたいなことでして、本庁で起こる事業は、その前の2年の11月22日。ですから、この間も太子道の集いを行なったところ、100名ぐらいの方が来ていただいた、町を挙げてのにぎやかな事業になりまして、マスコミも取り上げてくれるぐらいの、何もしなくても広報活動もできるぐらいの事業になっております。

そういった事業は、三宅町の中でも観光事業として珍しいのではないかなと思っていますので、こういった事業、ほかの市町村ともできれば連携をとって続けていけたらありがたいなと思うんですけど、そのあたりはどう思われておりますか。

○議長（衣川喜憲君） 答弁。

宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 今、瀬角議員からありましたほかの市町村との連携、今回についても川西から油掛地蔵から来るといふところ辺の連携もとれているんですが、その辺も含めて、また近隣市町村、太子道の市町村については、その辺の関係についての話し合いはさせていただきたいと思っております。

○議長（衣川喜憲君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） ぜひぜひそういったほかの市町村とも連携して、三宅町の中では、太子道というのはやっぱり大きな観光の一つの拠点やと思っております。私。その太子道がほかの事業と一緒に、この回答の中にもあるイベントと言いましたら、マラソンとかと一緒にあったりとか、そういったことで何か太子道が附属という形じゃなく、太子道をメインに事業のほうを展開していただけたらありがたいなと思っておりますし、郷土愛を持ってこの事業の展開をこれからも考えていってほしいなと思っております。

また、次世代につなげるような観光拠点をまた考えられて、提起させていただいて、一般質問をここで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（衣川喜憲君） 瀬角議員の一般質問を終了いたします。

◇ 辰 巳 光 則 君

○議長（衣川喜憲君） 続きまして、7番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

7番議員、辰巳光則君。

○7番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきたいと思えます。

私からは2点。

まず、1つ目、道路や河川等の管理、補修全般について。

我が三宅町内の道路補修について、さまざまな住民さんからの要望等が上がってくると思いますが、町としてはどのようにして住民の声を把握しているのでしょうか。

また、道路補修の順序として、住民ニーズの高いものを優先しているのか、町独自の調査に基づいての場所を優先しているのか、その検討や選定はどのようにしているのかをお聞かせください。また、住民サイドから上がってきた事案に対しては、検討や実施の状況などはどのようにフィードバックしているのかをお聞かせください。

2つ目、豪雨災害対策について。

ここ数年、毎年のように起こる豪雨災害、想定外、数十年に一度という言葉が毎年のように

に聞かれます。今度の台風19号で千葉や長野を襲った集中豪雨、被災に遭われた方々は、口々に「まさか自分が被害に巻き込まれるなんて」と言われた言葉が心に残っています。

いつ何時集中豪雨が奈良を襲うかわかりません。いつ来ても不思議ではない状況下で、今でき得ることは最大限に用意しておかなければなりません。

そこでご質問いたします。

災害避難の観点から、今後はより細やかな避難情報が大事になります。そんな流れの中、全国の自治体で気象台だけに頼らず、気象情報会社と契約する動きが広まっています。より精度の高い情報が得られれば、避難準備、避難指示といった生命、安全を守るために出す情報がより正確になります。本町が独自に気象情報会社と契約する考えはあるのでしょうか。

また、現状として、気象台との専用電話的なものはあるのでしょうか、お聞かせください。

あわせて、今回の千葉や長野の被害状況を見て、新たに追加した対策等があればお聞かせください。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 答弁。

町長。

○町長（森田浩司君） 7番、辰巳議員のご質問に回答させていただきます。

まず、初めに、町としてはどのように住民の声を把握してるのでしょうかとお尋ねでございますが、穴ぼこや陥没などの簡易な道路補修については、主要な路線を中心に、不定期による巡回点検を行っているほか、職員が現場等に向かう際にあわせて点検を行っておりますが、十分な点検が行われていないのが現状であるため、破損箇所等の発見など、自治会からの連絡や住民の皆様からの通報によることが多く、地域住民の目が大きな役割を果たしていただいております。

次に、道路補修の順序についてのお尋ねでございますが、先ほど申し上げました内容を踏まえ、職員が緊急性を判断し、簡易補修を行っております。

最後に、どのようにフィードバックしているかとお尋ねでございますが、自治会からの連絡や住民の皆様からの通報によるものについては、可能な限り簡易補修を行った旨をお伝えしております。

続いて、2点目の豪雨災害対策についてのご質問に回答させていただきます。

議員ご承知のとおり行政が発信する避難情報は行政防災無線による屋外放送、個別受信機に加え、平成30年度にフリーダイヤルによる放送内容の確認を行える機能を追加いたしました。

た。あわせて、みやけ安心安全メールによるJアラート連携の気象警報の配信も行っているところでございます。

また、携帯電話を活用した緊急速報メールによるプッシュ配信は、避難準備情報以上の非常時に運用を行っております。自助の面で、議員ご指摘のとおり自身で気象情報に留意し、適切な避難行動をとっていただくことが命を守ることにつながるものであり、インターネットを利用できる方は、気象庁を初め気象情報会社からの情報を閲覧また配信等によりタイムリーに確認ができるものですが、現段階では、気象情報会社等と契約する考えはございません。今後、費用対効果を含め真に有効なものかどうか調査研究を行っていきたいと考えております。

次に、専用電話についてのご質問ですが、気象庁からは特別警報お知らせメールへの登録による情報提供を受けており、奈良地方気象台長とのホットラインも運用されております。

また、河川氾濫情報においては、国土交通省大和川河川事務所長とのホットラインにより緊急情報が提供される仕組みが構築されているところでございます。

新たに追加した対策はとのご質問については、さきの9月議会で調査検討に係る委託料の補正予算を承認賜りましたところではございますが、防災拠点となる庁舎、避難所となる文化ホール及び建設計画にある複合施設への非常用電源を設置すべく現在調査と整備方針の取りまとめを進めております。

また、平成29年の水害を受けては、消防団装備品として救命ボート、投光器の整備など、水防活動においてもその中心を担っていただく消防団装備の充実を図っているところでございます。

ご指摘の千葉、長野における豪雨被害では、洪水ハザードマップの有効性と氾濫流による家屋倒壊等、水の深さと水の早さの被害の関係性が浮き彫りになりました。現在、三宅町洪水ハザードマップの改訂作業を行っておりますが、日ごろからの備えとしてよりわかりやすいものとなるよう冊子として作成し全戸配布を行うとともに、ホームページにおける公開において現在のPDF形式による地図からWEB版のマップとしてより活用しやすいものを目指して完成をさせてまいりたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問ありましたら。

辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） 丁寧なご説明ありがとうございました。

まず、何点か、じゃ、再質問させていただきます。

道の補修なんですけど、この回答の中では、不定期による巡回点検を行っているほか、職員が現場等に向かう際にはということなんですけど、僕たちも職業柄というか、議員をしていましたら、町内をくまなく車で運転することが多いんですけど、僕らからここすごくあいていたよとかということでご指摘させてもらうことも多々あると思うんですけど、もちろんその担当課の職員だけじゃなく、ほかの職員も違う仕事で町内を回られることがあると思うので、その人たちにもぜひそういうのは、目につくとは思っているので、見ておいてなという横のつながりをしておいてもらったら、いち早くそういうものに気がつくんじゃないかなと思うんですけど、その辺は、今後は、徹底してもらえるんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） ただいまのご質問の件なんですけども、確かにそういうものは大変重要なことだと思いますので、他の職員への周知させていただきます。ありがとうございます。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） そのようにしてもらえるとということだったら、今まで以上にカバーできると思うので、安心します。

その中の穴ぼこの修理に関しては、簡易なことなので、それほど強度は強くないので、一度大きな穴があいているところに詰め物したと、その後は何カ月かタームで点検とかはされるようなことはあるんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 補修の方法にもよりますが、1回補修してずっと持つものもございます。ですので、ちょっとその後をずっと監視するのは大変難しいことなので、やはり先ほど辰巳議員がご提言いただきました職員でのそういう監視はやっぱり続けていったほうが良いと思いますので、させていただきますと思います。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） そうですね。常に監視というのは、なかなか難しいと思うんですけど、やっぱり年間通じて何回か補修をやったところがデータとして残っていると思うので、定期的にとというか、一回やったところは、じゃ4カ月後に1回見に行くとか、そういう感じでまた気をつけていただければなと思います。

道路監視のところでも1つ気になっていたところが、結構おかげ会館の前が通学路になって

いるんですけど、あその車道と歩道を分けるラインがすごく、ちょっと薄くて気になっていまして、子供が朝夕通る際に、道幅も狭いので、何か対策ないのかなとずっと気になっていて、この一般質問した後ぐらい、通っていたら、非常に線がくっきり、はっきりやっもらっていますので、この中を子供が歩いたら非常に安全かなと思って安心していたところなんですが、ちょっと車で走っていて気になるところが、JA三宅から黒田の駅に向かう道のところの歩道がすごく狭くて、夜間とかでしたらちょっと歩いている人らは、車を飛ばす中危ないんじゃないかということで、対策の一つとして、結構、今、僕ら、車で他町走っているときに、グリーンベルト、歩道のところに緑色のグリーンベルトをやっている自治体が非常に多くございまして、これなら運転しているほうも注意喚起というか、歩いている人もこの中を歩かないといけないということで、非常に効果的、安価な価格で効果的かなと思いますので、いま一度、特に通学路で、ここは道幅が狭くて車と歩行者が割と長時間歩くというようなところは、ぜひとももう一度検討していただきたいんですが、そういったことは、今、出ているとかはあるんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 今のご質問なんですけども、役場等は、小学校等々、一年に一度通学路点検というのをしております。その中には警察も入っておりますし、教育委員会等みんなで現状通学路を歩いて、危険性の確認をさせてもらって、そのたび、ご意見いただいた部分については、できる限り早急な対応をしておる所存でございます。

今のようなお話が通学路の点検時、また出れば検討してまいりたいと思います。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） そのようなことで、年一度PTA交えてやられているということなので、ぜひともここは危険だなというところは、積極的に導入していってもらえるような検討をしてもらえたらなと思います。

この一般質問、ちょっとざくっとしていたんですが、河川等の管理ということでも、今飛鳥川の河川、堤防に割と大規模な工事やられていると思うんですが、あれはいつごろからどういった目的でやられていて、可能であればちょっと教えてもらえたらと思います。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 現在、飛鳥川において、堆積土砂の撤去、要するに内水対策の一環として、現在川底にたまっておる土砂を撤去し、もとの深さまで戻すという作業を行なっておられます。

それに関しまして、中和土木への要望等で内水対策のほうをちゃんとしてほしいということで、1年に1回申し入れておりました結果、そういう対策をとっていただいているというわけです。それに関して、毎年要望させていただいて、令和元年度ようやく飛鳥川のほうの体積土砂撤去が始まったわけでございます。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） 僕らも堤防よく通りますので、まず、あったときに、これ何やっているんやろうとって担当課にお伺いしましたところ、把握していませんという感じだったので、町と中和土木の連携はどうなっているんかと非常に危惧したものですから、今後は、ちょっとその辺もより情報交換してもらって、早くしてもらえたらと思うんですが、それについては、もう一点、私たちの、あの工事何をしているかということで、非常に多く住民さんから聞かれますが、議員に対して、あれは今どういうことをやっているかというのが、全く多分なかったと思うんで、僕らは上但馬なのであそこの堤防をよく通るんですけど、上但馬以外であの堤防の付近を通られない議員からしたら、そんな工事やっているのと言うて、非常に、責められるというか、あれなので、ちょっとその辺の情報に関しては、今、こういう工事、大がかりな工事をやっていますよというのは、ぜひとも議員には、ペーパー1枚で結構なので、今後は抜けのないようにお示し願えたらなと思います。

それでは、2つ目の豪雨対策に対しての質問をさせていただきます。

今、回答的には、一生懸命やっていますよということで、非常によくわかるんですけども、なかなかインターネットを利用できる方ということで、自分で見てくださいというような回答かなと思うんですけど、いろいろ情報をやっても、やっぱり住民さんというのは、そこまで興味がないという言い方したらあれなんですけど、やはり、災害が起きる前に町からの情報とかという避難指示とか、勧告とかというのをすごく頼りにされているという方が多い中、ホームページでそういう气象台とかのやつを見るけども、果たしてそれを見ていて、どのタイミングで避難したらいいかどうかというのがわからないことが多いと思うんですが、じゃ、ちょっと逆に聞きたいというか、今、气象台が出しているメッシュ情報がありますよね。三宅町とかも、多分ほとんどの自治体もメッシュ情報でやっていると思うんですけど、一つのメッシュ情報の大きさは何キロ掛ける何キロとかは、おわかりでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいまのご質問でございますけども、メッシュ情報の長さです

か。

○7番（辰巳光則君） 大きさ。

○総務部長（岡橋正識君） ちょっと今、資料ございませんので、お答えできません。すみません。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） なぜメッシュ情報のお話をしたかと言いますと、大雨が続くと、田原本町によく土砂災害警報が出るんです。田原本町で土砂災害が来る山はどこにあるんやろうということで、ちょっといろいろ調べましたら、メッシュ情報の中の天理市の一部に引かかるので、田原本町にも出るらしい。

だから、例えばですけど、1つのメッシュの中に三宅町がすぽっと入ってくれていたらいいんですけども、例えばこれが真ん中でこっちとこちに区切られていたら、こっちではこれぐらいの雨、こっちがたまたまちょっとの雨やったら、そこでの精度も変わってくると思うんで、今、民間が出しているそういう情報会社という、そもそも何十メートル単位ぐらいで、ピンポイントでこれぐらいの雨が降りますよというような情報が得られるということなので、もちろん、その大雨で川が切れるどうのこうのというのは、そういうカメラとかで、山間部のほうのやつを撮っているんで、大体どれぐらいの川に水が流れてくるよというのはわかると思うんですけど、やっぱりその地域に降った雨の内水氾濫という意味では、やっぱり、ちょっといま一度、ここに費用対効果を今後考えてと書いてあるんですけど、やっぱり生命、財産を守る観点からでも、多少お金かかってもそういうところでいいところがあれば契約されたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいま気象庁なり、国土交通省のほうでは、災害ディスクリンという新たな情報が提供されております。河川の氾濫情報なり、先ほど、今、議員が言いました土砂災害情報、降雨情報なんですけども、こちらの危険度分布についても、河川の水位とあわせて情報をとるサイトが新たにできております。こちらのほうも、これからの防災活動に役立つものと考えております。

民間の気象情報の関係なんですけども、今、知り得る範囲では、アメダスを運営している会社が、例えば各市町村の実情に応じて公共施設に雨量計、風力計などを設置いたしまして、その情報を提供していただくという仕組みもあるようなんですけども、近隣、斑鳩町であるとか、広陵町がどうも運用されているようなんですけども、この辺につきましては、情報を

とりながら、先ほど町長の回答にございましたように、調査研究というのは、そういう意味のご回答をさせてもらっているところでございます。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） これは、最終的に町長が判断されるとなったときに、指示が遅かったやないか、勧告が遅かったやないかとなったときに、やっぱり町長1人で責任持たれてやるというのは、ちょっと僕は、それもすごく酷な部分かなと思うので、自分を守るという意味ではないんですが、より精度の高い、時代が時代なので、やつをやってもらえたらなと思います。

今の部長のご回答の中でも、一度近隣で運用しているところを調査して、今後検討することなので、それもあわせて検討していただければなと思います。

それと、あと、今回の千葉、長野の雨で、ちょっとよくニュース報道等であったのは、停電をして、もう電気の確保が大変やったということをよくニュースしたんですけども、もし三宅町でそのような大規模停電があった場合の電力確保等については、この前の災害を受けて何か検討とかをされたのかなと思ひまして、質問させてもらったんですが。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 非常時の電力確保なんですけども、もちろん民間一般住宅への電力供給というのは、電力会社の災害復旧を待つということになると思います。

ただ、例えば通信の確保というところで、携帯電話が主流でございますけども、そちらのほうの充電等をもししていただけるかということなんですけども、先ほど回答の中にもございましたように、まず、災害拠点となる庁舎の非常電源であるとか、例えば次に建設を計画しております複合施設においては、福祉避難所という位置づけもしていくものでございますけども、ちょっとここで非常電源を確保することによって、例えば住民さんに充電をしていただけるようなケースもあると思うんですけども、そういった部分で、まず災害拠点となる部分、避難所となる部分の電源確保というのは必要かということは今、検討を進めているところでございます。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） そうですね。今回、聞いていたら、避難電源自体がもうだめやったところもありますし、水没してだめやったところもあるので、ニュースで見ている範囲なんですけども、非常に役立ったというのが、電気自動車を持っている市なんかは、非常に電気自動車で、そこから電気とれたよと、特に避難所の周りのところは、それでカバーで

きたということなので、すぐに言うことができるような対策ではないんですけど、今後は、公用車を全て電気自動車に随時、ちょっとずつかえていって、そういうものにも対応できるようなことも考えていってもらえたらと思います。

あと、僕らも、先日、東近江市に行政視察で行かせてもらったときに、ちょっといいなと思ったのが、そこは、福祉避難所のあるところの前のところに、マンホールトイレなんかがありまして、もちろん地震とかで下水道自体がぐちゃぐちゃになったらということなんですけど、今、現状、三宅小学校にマンホールトイレがあるというのは承知しているんですが、福祉避難所ということですし、複合施設、新たなというところで建てられるということなので、そういうものも含めて検討とかはされているのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） お答えさせていただきます。

マンホールトイレにつきましては、今、議員ご指摘のとおり、小学校の給食室の北側に4カ所ございます。こちらのほうで、今、一旦広域避難場所となりますので、そういった想定をしております。

福祉避難所につきましては、マンホールトイレそのものは想定はございませんけども、近隣に、もちろんマンホール、建物そのものの下水道の設備ができてまいりますので、そういったところを活用してマンホールトイレにすることも可能かと思っておりますけども、今のところ、マンホールトイレとしてしているものは小学校にある部分だけということになります。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） すみません。ちょっと時間もなさそうなので、最後に1つだけ。

避難所、もし、仮にですけども、長期避難が起こる場合、三宅小学校の体育館であるとか、文化ホールとかで避難してもらおうような形になるんですけど、先進国の中で日本ぐらいが、もうプライベート空間がなく、それこそブルーシートをざっと敷いたところで雑魚寝とかということで、長期避難になった場合のプライベート空間の確保ということで、町もいろいろ多分考えてはくれてはると思うんですけど、その辺、もしそんなときがあった場合は、三宅町の避難所はすごくプライベート空間が確保されていて、快適やったなど、それがニュースになるのいいかどうかわからないんですけど、やっぱり避難所に行って、そのときのストレスで二次被害みたいなことにもなり得るので、ちょっと避難所の快適性を保つような施策もあわせて考えてほしいんですけど、何か、今、もし、考えていることがあれば。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 避難所の快適さというところなんですけども、この後の池田議員の質問でも少し触れることになるんですけども、現状といたしましては、避難所の対応につきましては、段ボールベッドでありますとか、段ボールパーティションなんですけども、これは、自主防災会で訓練をされた三河地区、伴堂一丁目、伴堂二丁目の訓練のほうでも展示させていただいたんですけども、段ボールパーティションによって居住空間を区別するという施策は700枚以上のストックを持っております。

これに加えまして、パーティションとなるテントなんですけども、今回、10基のほうは購入いたしましたので、これでどういった居住空間が保たれるかというのはあるんですけども、もし、そのテントのほうが有効なものであれば、充実の方向で考えたいなと思いますけども、今のところ、対応といたしましては、今申しました対応でさせていただいております。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員、最後に。

○7番（辰巳光則君） ありがとうございます。

今、僕がここで災害のことについて質問させてもらったのは、こういうことが足らんやないか、こういうことをやれとかいう意味ではなくて、やっぱりこれだけ災害が多いから、あすは我が身ということもありますので、いろんな人の意見を聞いて、僕は、今、時間使っていろいろこういうのはどうですか、どうですかというアイデア出させてもらって、それは精査した上で、余りかなというものもあれば、それは非常にいい意見やったから使わせてもらいますということもあると思うので、そういう人らのいろんな意見を聞いた上で、万全な、どこまでやっても確実なというような備えというのは無理やと思うんですけど、できるだけ備えは大事なので、いろんな人の意見を聞いてもらってやってもらえたらと思います。

一般質問を終わります。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳光則君の一般質問を終了します。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（衣川喜憲君） 続きまして、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので一般質問を行います。

まず、国民健康保険についてであります。

奈良県は国民健康保険税率を令和6年に全県統一するとしています。三宅町の保険税は今後5年間に平均して1万7,927円引き上げるとしています。三宅町の19年6月現在の国民健

康保険の保険者世帯数は1,028世帯、このうち滞納世帯は27世帯、短期保険証の発行は27世帯となっています。

短期保険証は、保険税の滞納などの理由で市町村の判断で発行することができることになっています。保険証の返還について国民健康保険法は、「特別の事情があると認められる場合を除き、求めることができる」としています。さらに厚労省は08年、同法改定に伴う留意点として、短期証や資格証明書交付の際は機械的、一律に運用することなく、納付できない特別の事情があるか否かを適切に判断するよう求めています。短期証の発行について横浜市はことしの8月からやめています。三宅町も短期証の発行をやめ、保険証を加入世帯に配布すべきであります。町長の所見を伺います。

9月議会で提案しました子育てを重視する町の施策として、新生児の均等割減免について、町長は、子育て支援としてはしっかり考えていく必要があると答弁がありました。12月から1月にかけて令和2年度予算編成の検討に入りますが、今までどのように検討されたのでしょうか、町長の所見を伺います。

次に、災害時の避難所の対応についてであります。

ことしも東日本や東北に台風が上陸し、大水害が起きました。政府は災害が起きたときに対処する避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の通達を都道府県、市町村に出しています。本町の対応はどのようになっているのか町長の所見を伺います。

本町の対応として、「町も避難所を開所します。各自治会に避難所を開所してください」との連絡ありますが、内閣府の通達どおりにできていないのではないのでしょうか、研究する必要があるのではないのでしょうか、町長の所見を伺います。

町の地域防災計画、職員初動体制マニュアルの配布はどのようになっているのですか。住民にも災害時どのように行動するのか知らせる必要があるのではありませんか、町長の所見を伺います。

9月議会の一般質問でも指摘しましたが、生活再建支援制度や災害障害見舞金、災害弔慰金、災害援護資金貸付についての追録を早急に行う必要があるのではないのでしょうか、町長の所見を伺います。

最後に、幼児教育の無償化についてであります。

先日、健康子ども課から幼児教育の無償化についてレクチャーを受けました。

幼児教育の無償化は本年の10月から消費税率を8%から10%に引き上げるために政府が打ち出した方策です。無償化について平成26年から段階的に行われてきたと説明を受けました

が、26年から本町の幼児で対象になった幼児の人数と各年度にどのように変わってきたのか、対象の幼児の数はどのようにになったのか、町長の所見を伺います。

レクチャーの中で、今回の無償化の財源について、消費税の増収分を活用し、必要な地方財源を確保する。その内訳は国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1、ただし、公立施設（幼稚園・保育所及び認定こども園）は市町村が10分の10を負担と聞きました。この認識で間違いはないのか、町長の所見を伺います。

10月から保育料と給食費が分離して徴収されることになりました。保育料も無償化される家庭とまらない家庭が発生し、給食費も同じような現象になると言われています。全児童・幼児の負担を無償にするためにどのようにしていくのか、町長の所見を伺います。

また、本町でも来年度幼稚園に入所される幼児の待機児が出るのではないかと聞きました。その対策はどのようにになっているのか、町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問させていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 10番、池田議員の国民健康保険についてのご質問に回答させていただきます。

短期証の発行についてですが、機械的、一律に運用しているわけではございません。徴収に当たる職員が納付相談をした結果免除等に該当しない方、もしくは再三の呼びかけにもかかわらず納付相談に応じない方に対して発行しております。免除事項に該当しご相談いただいた方については今年度免除の決定をした方もおられます。納付相談の機会を得るためにも、短期証は有効な手段と考えておりますので今後についても発行していく考えです。

9月に議員よりご発言のありました新生児の減免についてですが、その際も以前に答弁させていただいたとおり、国保の子供たちのみならず全ての子供を対象とした事業をしっかりと考えていくと申し上げたところであり、減免については俎上に載っていないことをお伝えしたところでございます。

続いて、災害時の避難所についてのご質問に回答させていただきます。

議員のおっしゃる避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針については、平成25年8月に内閣府より通知され、その後、平成28年4月改訂となったもので、市町村等においては、地域の特性や実情を踏まえつつ、発災時に避難所における良好な生活環境が確保されるよう、平時よりこの指針を活用し適切に対応するよう求められております。

ご質問の本町の対応についてですが、指針に基づく平常時における対応と発災後における対応の各目標を達成できるよう、備蓄品のストックとパーティションや段ボールベッドなど追加備品の充実に努めておりますが、県医療政策部主導による避難所運営体制の支援や県防災統括室主催の避難所運営に関する実務研修会への参加を初め、日本災害医学会が指定する地域保健福祉における災害対応標準化トレーニングコースの受講など避難所運営マニュアルの策定に向けた準備を行っているところでございます。

次に、避難所開設に関するご質問について議員ご指摘のケースは、台風の接近に伴い早い段階において自主避難所を開設する場合であり、避難準備情報から避難指示、避難命令の段階を追った避難情報の伝達においては既に内閣府の通達に従い、令和元年6月から警戒レベル1から5を付する運用を開始しているところでございます。

次に、地域防災計画、初動マニュアルについてのご質問ですが、三宅町防災会議の委員、災害対策本部にかかわる町職員全員、三宅町自主防災組織連絡協議会にて配布を行っております。

住民への避難行動の周知については、辰巳議員からのご質問においてもご回答申し上げましたが、現在改訂作業を行っております三宅町洪水ハザードマップにおいて冊子形式とし、防災情報や避難行動について啓発記事を掲載し全戸配布を行う計画でございます。

次に、生活支援支度金制度等についてのご質問ですが、前回のご指摘に対しご回答を申し上げましたとおり、その他軽微な計画変更とあわせて追録作成作業を現在行っておりますので、完了次第、三宅町防災会議委員、町職員を初め先述の皆様への追録配布を行ってまいります。

なお、これらの制度の適用は法令に基づき実施するものであることを申し添えさせていただきます。

続いて、幼児教育の無償化についてのご質問に回答させていただきます。

幼児教育・保育の無償化の経過についてですが、まず、26年度には幼稚園の保育料のうち生活保護世帯が無償となりましたが、対象児はゼロ名となっております。また、第2子半額、第3子無償の所得制限が撤廃され、対象となった幼児は26名となっております。

次に、平成27年度には、幼稚園の保育料について、非課税世帯の保育料が引き下げとなり、4名が対象となっております。平成28年度には、年収360万円未満相当の世帯の保育料について、兄弟の年齢にかかわらず第2子半額、第3子無償となり、59名の方が対象となっております。

平成29年度には、非課税世帯の第2子の完全無償化に伴い2名が対象となり、年収360万円未満相当の世帯のうち、ひとり親等の保護者負担の軽減措置が拡充され、26名の方が対象となっております。

平成30年度には、1号認定子供のうち、年収約360万未満相当世帯の第1子及び第2子以降の負担軽減が行われ、2名の方が対象となっております。

次に、地方財源についてですが、公立施設については、公立保育所等の運営費につきまして、国庫負担金の一般財源化に伴い地方交付税措置されており、実際の公立施設の入所児童数に応じた措置を実施しているため市町村負担は10分の10となっております。なお、今回の無償化については、3歳から5歳児とされているところであります。

池田議員のご質問でございます無償化される家庭とそうでない家庭についてですが、そうでないご家庭については、私立の幼稚園や認可外保育所等を利用されており、市町村で定める保育料よりも高額な保育料を定めている施設を利用されているご家庭が該当いたします。

しかし、全額無償というわけにもいきませんが、こうした施設を利用されている場合にも保育料は減免されております。

また、給食費においては、一部の市町村で給食費も無料としているところもございますが、三宅町といたしましては、安全で質の高い給食を提供していくためにも、給食費については保護者負担としております。

最後に、来年度の待機児に対する対応についてのご質問ですが、11月末時点では待機児は出ていませんが、ゼロ歳から2歳のクラスについては、定員が満員であったり、保育士の確保ができるまで入所を待っていただくなど、年度途中に受け入れることがなかなか難しい状況となっております。ここ数年、ハローワークや保育士人材バンクなどで求人を出しても応募がない状況が続いているところであります。今年度は、保育士に特化した派遣会社を利用しており、現在1名の派遣を導入しております。今後も、ハローワークなどにより求人を行うとともに、派遣会社の活用により保育士の確保に手を尽くしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてもご協力のほどお願い申し上げまして、回答とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問。

池田議員。

○10番（池田年夫君） まず、国民健康保険税のことなんですけれども、三宅町は5年後に引き上げ、県下統一ということで、それに基づいて引き上げていくということなんですけれ

ども、今後2年間に1回引き上げていくという計画を持っているわけですが、具体的な金額はどのようになっているのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 国民健康保険税の具体的な金額は幾らになりますかというご質問について回答させていただきます。

平成30年2月に行いました国民健康保険の県統一化の説明会において、お渡ししております資料説明書に記載させていただいておりますので、ご一読いただけたらと思います。

当時、ご在籍されておられない議員各位につきましては、資料を後ほど福祉文教委員会で再配付させていただきます。

今後、県からの納付金の通知や当町の国民健康保険の被保険者の方の人数や所得の構成により異なってまいります。また、今後、令和3年度から運営方針の見直しの年となりますので、その点においても変動があるかと思えます。

今現在、わかっている金額では9万8,584円となっております。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今後、このように引き上げられていくということなんですけれども、先日、三宅町の国民健康保険の加入者の各所得の一覧表をもらったんですけども、ここでも200万円以下が約80%という状態になっているわけで、こういう金額になるということについて、そういう人たちの生活に負担がかからないようにいかにしていくかということが行政の仕事ではないかというふうに思います。そういうふうに今後検討していただきたいと思えます。

次に、短期証の発行についてなんですけれども、横浜市の担当課は、法や政府の国会答弁、厚労省の通達などの趣旨に基づいて、対応で意図的に支払わないという人はほとんどおらず、適切に判断すれば交付はゼロになると説明しています。本町の判断は今後も短期証を発行していくということなんですけれども、それについて見直すということは考えられないのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） まず、国民健康保険税の今後の引き上げを上げなくなったらどうなるのかというご質問なんですけれども、保険税の額については、県単位化となった今、国民健康保険税は統一化に向けて運営方針により、国保税を賦課していくことになりま

すが、額については、決して法外な額を設定しているわけではなく、国保会計の維持を保てるぎりぎりの額であるわけですが、個々の被保険者の事情により、負担の感じ方は異なるかと思えます。丁寧な納付相談を行うことにより、相談者の方について最善の方策をとってまいりたいと思えます。

次に、短期証の発行の件につきましてなんですが、税金は納付ごとに一定納めていただくことが大前提です。しかしながら、特別な事情、天災や失業等の税の免除や猶予規則に該当される方については例外とされています。短期証の発行は、特別な事情がない方について行なっています。

意図的に支払いしていない、悪質だと判断しているわけではございません。繰り返しになりますが、短期証を発行することにより、滞納者の方と面談の機会を得られるメリットを優先しているものでございます。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 町のほうでも短期証の発行について、全然考慮の余地はないと、国のほうがこういうふうになっているからそれに従うんだということだと思んですけども、それではなしに、やっぱり住民の生活が苦しくなっているという状況のもとで国民健康保険税がなかなか払われないという状況のもとでこういう人たちが出てくるということなので、そこら辺については町としてもどのようにしていくのか、住民の皆さんが安心して医療にかかれるという体制をつくっていく必要があるという点からも考慮していく必要があるのではないかと思います。

次に、国は、国民健康保険の運営を都道府県化して、18年に保険者努力支援制度という制度をつくったわけでありましてけれども、その内容はどのようになっているのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 保険者努力支援制度ということなんですけれども、保険者としての努力、医療費適正化への取り組みや国保の課題の解消に取り組む自治体に対する交付金であり、保険者の努力を判断する指標を踏まえて交付額が加算されます。

指標としては、保険者共通の取り組みとして、特定健診等の保健事業への取り組み、適正な受診勧奨への取り組み、後発医薬品の使用への取り組み等があり、国保固有の指標としての収納率向上への取り組み、医療費分析、給付の適正化、適正かつ健全な事業運営の実施等が求められる指標となっております。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 一応、国のほうでは、保険者努力支援制度というふうには名目をつけているわけなんですけども、都道府県化によって、やっぱり保険料を引き上げていくというのが最大の目的ではないかということが、ほかの新聞などでも報道されているわけであります。

ですので、やっぱり国民健康保険について慎重に検討していく必要があるのではないかと、消費税も10月から2%引き上げになったわけでありますけども、そういう点からでも高齢者などについては、年金については減額されるという状況のもとで国民健康保険税についても負担がさらに増してくるということになれば、なかなか大変な状況になるということが予想されるわけであります。そういう点で、この点についても再考をよく見ていく必要があるのではないかと思います。

次に、加入者の国保税の軽減のために、公費繰り入れについて厚労省は自治体の判断できると答弁しています。三宅町としてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 加入者の国保税の軽減で、厚労省が自治体判断というご質問なんですけども、国民健康保険の財政は国民健康保険会計が自立して行うことが大前提です。一般会計からは、繰り入れは、国保加入者でない方の税金及びほかに使うべき財源を国保に投入するという事です。

公費繰入を政府は制度として禁止はできないと答弁していますが、法定外繰入については、医療・介護制度改革の中でも早期解消を明言しています。公費を投入する、すなわち国保会計の赤字については、体質からの脱却が改革の目標でもあり、先ほどの保険者努力支援制度の中でも市町村の指標として2020年度から導入されます。

以上、原則からもまた実質的なメリット・デメリットを勘案しても、公費繰入は考えておりません。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 公費の繰り入れは考えていないという答弁なんですけれども、今までも、奈良県でも国保税が高いから上げるのが大変だという部分について、各自治体で公費負担をしているという自治体もあるわけであります。

そういう点でもこの公費繰入について、物すごく国保税が高くなるということになれば、

生活が大変だということにもなるという家庭が出てきた場合については、公費負担を入れるということなどを含めて考えていく必要があるのではないかと思います。

次に、子供の均等割についてでありますけれども、18年度から東京の清瀬市は、第2子以降を最大5割減額、昭島市では、第2子を5割減額、そして第3子以降は9割減額、埼玉県の富士見市は、第3子以降全額免除など行われています。三宅町でも子供の均等割について減免を検討し、住民の生活の防波堤になる必要があるのではないかとこのように思います。

特に、子育て世帯は大変な状況であります。また、国保の加入者の割合を見ても、所得が200万円以下という世帯が80%を超えているという状況の中で、こういう点で三宅町で子育てしやすいまちにするという点からも検討していく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 子供の均等割についてというご質問なんですけれども、先ほど町長の答弁等を繰り返すことにはなりますが、子供に対する施策の国保加入者の子供だけではなく、町の子供全てにかかわる施策等で思っておりますので、そのようにご了承願いたいと思います。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） ということであれば、具体的にどのような考え方を持っておられるんですか。

○議長（衣川喜憲君） 回答、答弁は。

町長。

○町長（森田浩司君） 冒頭の開会の挨拶の中でも言わせていただいたとおり、今のところ、今年度からも子供という新たなパートナーシップ事業を展開しながら、ゼロ歳から2歳までをまず集中的に展開するということで、全ての子供たちの健全育成に携わるような事業展開というところは取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） もう一つ、どのような事業をしていくのかということがわからないんですけれども、子供が育てやすいというまちにするためにも、もっと真剣にこういう点などについても検討していく必要があるかというふうに思います。

9月にこの子供の均等割については提案して、まず、生まれてきたすぐの新生児だけでも減免すべきではないかというふうに提案したわけでもありますけれども、その点などについても、今後検討していただくよう要望しておきます。

そして、次に、幼児教育の無償化で、給食費の副食費が月額4,500円というふうになっているんですけれども、これについても、奈良県でも自治体負担をしている、まず、以前から各自治体が負担しているというところもあるわけであります。

現在、保護者負担は合計幾らぐらいになっているんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） はい。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） ただいまのご質問のありました保護者負担についてですけれども、第1号認定子供の保護者負担額につきましては、副食費、主食費合わせて4,000円となっております。次に、第2号認定子供の保護者負担額につきましては、副食費、主食費、おやつ代を含めて月額5,000円となっております。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員、予定の時間が近づいておりますので。

○10番（池田年夫君） このように、ここでも国のほうでも無償化という形で打ち出しているわけなんですけれども、ここで給食の副食費がかかるということであるわけでありますけれども、奈良県でもほかの自治体で、もう既に無償化しているという自治体もあるわけで、その点でもその無償化について検討していく必要があるのではないかとということを提起して一般質問を終わります。

○議長（衣川喜憲君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（衣川喜憲君） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、あす6日より12日までは各常任委員会開会のため休会とし、12月13日午前10時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

（午後 0時30分）

令和元年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和元年12月13日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鯨 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
池 田 年 夫		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	宮 内 秀 樹
総 務 部 長	岡 橋 正 識	住民福祉部長	岸 部 聖 司
健康子ども局長心得	植 村 恵 美	まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明
教育委員会事務局長	森 本 典 秀	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	川 人 哲 也	モニター室係	乾 輝 男

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員 辰 巳 光 則 8 番 議 員 松 田 晴 光

令和元年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和元年12月13日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- (1) 総務建設委員会委員長報告
 - (2) 福祉文教委員会委員長報告
- 追加日程第1 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第2 議案第53号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第3 議案第54号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第4 議案第55号 令和元年度三宅町一般会計第4回補正予算について
- 追加日程第5 議案第56号 令和元年度三宅町水道事業会計第1回補正予算について
- 追加日程第6 議案第57号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第7 議案第58号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（衣川喜憲君） おはようございます。定刻となりましたので、令和元年12月三宅町議会第4回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。よって、議会は成立しました。これより本日の議会を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（衣川喜憲君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第1、各常任委員会委員長の報告についてを議題とします。

去る12月5日の本会議において、常任委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、12月10日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、森内哲也君。

○総務建設委員会委員長（森内哲也君） そうしましたら、報告させていただきます。

去る12月5日、第4回定例会本会議において、総務建設委員会に付託を受けました各議案について、10日午前より総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第47号 令和元年度三宅町一般会計第3回補正予算案について、歳入では、国庫支出金において、参議院議員選挙の執行経費に伴う国庫委託金84万1,000円の減額補正が行われています。

県支出金において、県知事選挙及び県議会議員選挙に係る選挙委託金交付に伴う県委託金53万2,000円の減額補正が行われています。

次に、歳出について、総務費においては、最低賃金改正に伴うパート職員賃金及び職員の休職に伴う派遣職員委託料で135万1,000円の増額、参議院議員選挙費、町議会議員選挙費並びに知事及び県議会議員選挙費の確定に伴い事務費・人件費553万9,000円の減額で合計418万8,000円の減額補正が行われています。

土木費においては、公共下水道事業特別会計公債費の償還金確定による一般会計繰入金80万円の減額補正が行われています。

公債費においては、平成30年度地方債の借入額確定による元金償還金及び利子償還金で合計1,900万円の減額補正が行われています。

予備費においては、歳入歳出予算の財源調整のため1,436万7,000円の増額補正が行われており、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

続きまして、議案第49号 令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計の第1回補正予算について、歳入では、繰入金において、公債費の償還金確定による一般会計繰入金80万円の減額補正が行われております。

次に歳出において、公債費においては、平成30年度地方債の借入額確定による元金償還金10万円の増額及び利子償還金90万円の減額で合計80万円の減額補正が行われており、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第50号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結については、平成27年3月に定住自立圏構想推進要綱に基づき、天理市と締結を行った定住自立圏の形成に関する協定書について、「文化財の保護及び利活用の推進」の追加などその一部を変更する締結を行うため議会の議決を求めるもので、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

また、当初予算に関する経過状況について次の質疑を行いました。

複合施設整備事業では全課で取り組むということで理解しているが、各課でどのように取り組んでいるのか、また、今後の進捗状況について、個別施設計画策定事業については3年計画となっているが現状はどのようになっているのか、地方版総合戦略策定事業については地域の人口ビジョンにかかわる予測及び安定化のシナリオについて、また、進捗状況について、マスコットキャラクターPR事業については観光事業の進捗状況について、地域公共交通事業については問題点と課題や福祉担当課・社協との連携及び幼稚園の送迎をコミュニティバスで行えないかについて、UIターン促進事業については進捗状況について、多世代が繋がるひとりひとりの居場所創出事業については複合施設運営体制の現時点での計画と成果について、複合施設整備事業関係については基本・実施設計の進捗状況及び建築費に伴う補助金や起債での町の負担について、プレミアム付商品券事業については進捗状況について、

人権問題啓発活動推進本部については人権施策に関する基本計画策定の進捗及び人権相談の実績について、人権センター費については総合センターの解体工事について、災害に強い町づくり事業(繰越事業)については防災計画の改定においてやり残したことは何かについて、戸籍住民基本台帳費については、マイナンバーカードの取得について地方公務員に対する通達がきているのではないかについて、雑入については防火管理者講習受講料補助金で職員が講習を受けている人数について、一般管理費(財政)については、固定資産台帳・財務書類作成支援業務の委託業者と作業内容及び財務書類の町ホームページへの掲載について、ふるさと納税推進事業・財産管理費・ICT化によるありがとう大作戦については進捗状況について、社会資本整備総合交付金事業(道路)については道路補修の進捗状況及び目標指標である舗装補修延長1キロメートルについて、三宅1号線道路整備事業については町道1号線拡幅計画の進捗状況について、都市計画策定事業については住民へのヒアリングは終了しているが、その後の進捗状況について、企業立地促進事業については企業立地促進、工業ゾーン促進、商業施設等促進の進捗状況について、キャッシュレスタウンの推進については進捗状況及び今後の目標について、屯倉のおいしい発信(発信)事業については本事業の進捗状況と今後の課題について、フードフェスティバル運営業務負担金の進捗状況、キッチンカーの運営状況について、グローブ100周年記念事業・空き家対策事業については進捗状況と今後の目標について、交通安全対策事業費については街路灯のLED化の進捗状況について、洪水ハザードマップ作成事業については進捗状況と公表の時期について、公共下水道整備費については三河地区(近鉄結崎3号踏切)の工事の進捗状況についてなど、全29項目にわたり質疑を行いました。

複合施設については、三宅町総合戦略において広範囲に関連づけられており、全ての部署にかかわってくる事業として、全職員が一丸となって取り組んでおられることを確認しております。

また、複合施設整備事業について、当初の建築費の概算はおよそ5億4,000円でしたが、基本設計の概算により、現段階で8億4,000万円という積算になっております。

新たな複合施設は、庁舎機能の増築とするのかあるいは新築にするのか、諸室の機能を公共とするのか公用とするのか、また、過去に建築したあざさ苑は幾らで建築したのか、近隣で似た建造物には幾らの建築費がかかっているのかなど、新たな見積金額を算出する過程の話も聞き、町の財政負担を最小限にとどめる検討をしながら関係各課が検討を重ねておられることを理解しました。

この事業に伴う今後の財政についての現段階でのシミュレーションも示してもらい、中身の詳細が決まってくるにあわせて、さらに有利な補助がないかを研究し、町財政への負担をできる限り軽減する方向で検討を行うとの説明も受けました。

複合施設の整備事業は、我が三宅町の未来へつながる事業だと当委員会でも理解しており、今後も注目していく所存であります。

以上、委員長報告といたします。

○議長（衣川喜憲君） 続いて、12月10日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、渡辺哲久君。

○福祉文教委員会委員長（渡辺哲久君） 福祉文教委員会の報告を行います。

去る12月5日、第4回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、10日午後より福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、議案第47号 令和元年度三宅町一般会計第3回補正予算案について、歳入では、国庫支出金において、地域生活支援事業補助金の増額見込みによる52万2,000円の増額、10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う私立幼稚園就園奨励費補助金が9月末をもって終了することによる20万5,000円の減額、それにより、子育てのための施設等利用給付交付金の新設による30万8,000円の増額で、合計62万5,000円の増額補正が行われています。

県支出金においては、精神障害者医療費補助金の増額見込みによる29万9,000円の増額、また国庫支出金と同じく、地域生活支援事業補助金の増額見込みによる26万1,000円の増額及び子育てのための施設等利用給付交付金15万4,000円の増額で、合計71万4,000円の増額補正が行われています。

次に、歳出について、民生費においては、精神障害者医療費助成事業において受給者数及び受給単価の増加により扶助費111万5,000円の増額、地域生活支援事業において利用ニーズの増加に伴い手話通訳・移動支援の扶助費104万6,000円の増額及び平成30年度後期高齢者医療給付費定率市町村負担金の確定による735万5,000円の増額で、合計951万6,000円の増額補正が行われています。

教育費においては、幼児教育・保育の無償化に伴い子育てのための施設等利用給付金の創設による扶助費61万7,000円の増額並びに私立幼稚園就学奨励費補助金終了による61万6,000円の減額、小中学校及び体育関係の個人、団体の全国大会出場者の増加に伴う助成金7万円

の増額で、合計7万1,000円の増額補正が行われています。

次に、審査の経緯について、歳入歳出での質疑として、手話通訳者派遣事業の利用回数増加について、幼児教育・保育の無償化による補助金・地方交付税交付金の増額について、体育関係全国大会等への出場者数と競技名についての質疑を行い、賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第48号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算案について、歳出予算において、施設介護サービス給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、高額医療合算介護サービス費において、それぞれ給付費が増加する見込みのため負担金1,100万円の増額を行っており、介護給付費準備基金積立金で給付費負担金増額分の減額補正を行っており、歳出予算範囲での調整が行われており、原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第51号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定については、令和元年度末をもって指定期間が終了することから、施設指定管理者選定審査会において決定した指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもので、指定管理委託料及び施設指定管理公募型プロポーザル方式の選定についての質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

また、当初予算に関する経過状況についての質疑内容は、以下のとおりです。

複合施設整備事業は全課で取り組むということで理解しているが、各課でどのように取り組んでいるのか、また今後の進捗状況についてを、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金に関して国の医療保険制度改革による平成31年度の保険料軽減特例見直し対応の経過についてを、民生負担金については介護保険料軽減強化国庫負担金の対象者数の変化についてを、民生補助金に関して介護人材確保対策総合支援補助金の進捗状況についてを、介護保険料軽減強化繰入金については繰入金の状況についてを、認定調査等費に関して介護認定の推移についてを、アートで紡ぐ子育ての町みやけ町外からの子育て交流に関して進捗状況についてを、社会福祉町単独事業に関して地域福祉計画策定業務の進捗状況についてを、民生児童委員活動事業に関して民生児童委員は定数に満たしているのかについてを、子ども・子育て支援事業計画策定業務に関して第2期子ども・子育て支援計画策定支援業務の進捗状況についてを、

みやげ子ども・子育て応援事業に関して子育て支援グループ活動推進補助金の見直しによる影響についてを、放課後児童健全育成事業費に関して待機児童の状況についてを、中学校費に関して空調設備整備の進捗状況についてを、学校管理費に関して空調設備による光熱水費の影響についてを、教育振興費に関してわたしたちの三宅町改訂版の進捗状況についてを、小学校空調設備設置事業（繰越）に関して空調設備整備の進捗状況についてを、人権教育費に関してさまざまな人権問題について正しい知識と認識を持ち、地域の実情に応じた企画・実践を行うとなっているが、どのような企画を行い、実践を行ってきたのかについてなど、全17項目にわたり質疑を行ったことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（衣川喜憲君） ただいま、各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

議案第47号 令和元年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第48号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第49号 令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第50号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第51号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎追加議案の上程

○議長(衣川喜憲君) お諮りします。

本日の議事日程に追加議案7件を上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定しました。

追加の議案を配付いたします。しばらくお待ちください。

(資料配付)

○議長(衣川喜憲君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議案第52号～議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） 追加日程第1、議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてより、追加日程第3、議案第54号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件を一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、本日、追加議案として提出いたしました追加日程第1から第3までの各議案の概要を説明いたします。

まず、議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

本条例は、一般職員の給与費において令和元年8月人事院勧告に準じて、4月に遡及して月例給を平均0.09%、387円引き上げる給与表の改正、勤勉手当については令和元年12月支給分を0.05月引き上げを行うこと、また、令和2年4月から住居手当について支給対象家賃額の上限及び下限を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、追加日程第2 議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議案第52号と同様に人事院勧告に準じて、特別職に係る期末手当の率を令和元年12月支給より0.05月引き上げる改正を行うものであります。

続きまして、追加日程第3、議案第54号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

本条例におきましても人事院勧告に準じて、議会議員の議員報酬等に係る期末手当の率を令和元年12月支給より0.05月引き上げる改正を行うものでございます。

以上が人事院勧告の実施に伴う議員報酬並びに給与関係条例の一部改正の概要説明でございます。

議員皆様には慎重審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑あり

ませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 質疑なしと認めます。質疑は終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第1、議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてより、追加日程第3、議案第54号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括で採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認め、採決いたします。

本3件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本3件は可決することに決定しました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(衣川喜憲君) 追加日程第4、議案第55号 令和元年度三宅町一般会計第4回補正予算についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、追加日程第4、議案第55号 令和元年度三宅町一般会計第4回補正予算についてご説明をいたします。

歳出のみのご説明となります。

4ページ、5ページの1、総括に続いて、6ページ、7ページから16ページ、17ページの2、歳出をごらんください。

いずれも人事院勧告の実施に伴う人件費の増額であり、款1議会費から款10教育費までの節2給与、節3職員手当等の各項目において所要の増額を行っており、合計511万7,000円となっております。

款14予備費では、これらの補正予算の財源調整のため511万7,000円の減額を行っております。

このことから、今回の補正予算は既定の予算の範囲で行っており、第3回補正予算後の歳入歳出総額である36億8,239万8,000円に変動はございません。

議員皆様には慎重審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。質疑は終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第4、議案第55号 令和元年度三宅町一般会計第4回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） 追加日程第5、議案第56号 令和元年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、追加日程第5、議案第56号 令和元年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてご説明をいたします。

3ページをごらんください。

一般会計補正予算と同じく人事院勧告の実施に伴う人件費の増額であり、補正予算内訳書のうち、収益的収入及び支出の支出として、款21水道事業費用、項01営業費用、目20総係費、

節001給料の職員給料として2万8,000円の増額を行い、節005手当の地域手当、期末手当、勤勉手当として3万9,000円の増額、また、節020法定福利費では共済組合負担金15万円の増額を行い、合わせて21万7,000円の増額を行っております。

このことにより、収益的支出総額を2億1,806万4,000円とする補正予算を行ったものでございます。

議員皆様には慎重審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。質疑は終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第5、議案第56号 令和元年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） 追加日程第6、議案第57号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、追加日程第6、議案第57号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、令和元年9月定例会において議決を賜りました同条例の一部を改正する条例のうち、印鑑登録証明書発行に係る施行期日を令和元年12月16日から同年12月23日に変更を行

うものでございます。

議員皆様には慎重審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。質疑は終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第6、議案第57号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） 追加日程第7、議案第58号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、追加日程第7、議案第58号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

本条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要綱の一部を令和元年12月14日に改正する通知があったため、本条例においても、一律に成年被後見人について印鑑登録資格から排除せず、個別に審査・判断すること、及び外国人住民に関する印鑑証明事務に関する条文整備を行う改正を行うものでございます。

議員皆様には慎重審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせて

いただきます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。質疑は終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第7、議案第58号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題について、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思いを。

◎町長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、三宅町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る12月5日の開会以来、9日間にわたり慎重審議を賜り、令和元年度一般会計補正予算を初めとする議案12件について、各議案全て原案どおりご可決をいただきましたことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

開会のご挨拶でもご報告申し上げましたが、子育てパートナーシップ I k u t o m o プロジェクトは、今後も企業や団体ともさらなる協働を進めてまいりたいと考えております。将来人口の減少を抑制することを目標に、妊娠期、出産・乳児期から思春期・青年期までの子育て応援を切れ目なく実施してまいり、複合施設の建設は子供が生き生きと学び暮らせる環境を育み、多世代がつながり、地域の魅力が創出される拠点となるよう、完成に向け着実な歩みを進めてまいるとともに、住民の皆様との協働による運営までをなし遂げることが私の使命として、責任をもって進めてまいりる決意を固くしているところでございます。

議員皆様には今後ともご理解ご協力と、さらなる大きなご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、年末を迎え何かと忙しい時節となり、寒さが厳しくなっております折、ご自愛いただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（衣川喜憲君） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（衣川喜憲君） 閉会に当たりまして、一言皆様にお礼を申したいと思っております。

本年は4月に議員の改選がございました。5月の臨時議会で議長という大役につかせていただき、その後、本第4回12月定例会までの8カ月間、議員皆様のご協力により、無事、議了することができましたことを心よりお礼申し上げます。

年末に向かい寒さが増していきます。どうかご自愛いただき、よい年を迎えられることをご祈念申し上げます。お礼の言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

以上で、令和元年12月三宅町議会第4回定例会を閉会いたします。

（午前10時46分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員